

# I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

## 目 次

1	監視操作制御設備	
1-1	遠隔・機場集中監視操作盤（グラフィック型）	I -1
1-2	遠隔・機場集中監視操作盤（ディスプレイ型）	I -3
1-3	遠隔・機場集中監視盤（グラフィック型）	I -5
1-4	機側操作盤	I -6
1-5	補助継電器盤	I -7
1-6	高圧電動機制御盤	I -9
1-7	低圧電動機制御盤	I -11
1-8	系統機器盤	I -13
1-9	コントロールセンタ	I -15
1-10	運転支援システム	I -17
1-11	CCTV 設備	I -19
1-12	計装盤	I -21
1-13	入出力装置盤	I -23
1-14	変換器盤	I -24
1-15	データ伝送盤	I -25
2	主ポンプ設備	
2-1	立軸ポンプ	I -26
2-2	横軸ポンプ	I -27
2-3	水中モータポンプ	I -28
2-4	コラム形水中モータポンプ	I -29
2-5	ポンプゲート形水中モータポンプ	I -30
2-6	主配管・弁類（主配管）	I -31
2-7	主配管・弁類（吐出し弁）	I -32
2-8	主配管・弁類（逆止め弁）	I -33
2-9	主配管・弁類（逆流防止弁）	I -34
3	主ポンプ設備駆動設備	
3-1	主原動機（ディーゼル機関）	I -35
3-2	主原動機（ガスタービン）	I -39
3-3	主原動機（電動機）	I -43
3-4	動力伝達装置（減速機（水冷））	I -44
3-5	動力伝達装置（減速機（空冷））	I -45
3-6	動力伝達装置（流体継手）	I -46

4	系統機器設備	
4-1	燃料系統	I -47
4-2	冷却水系統	I -50
4-3	始動空気系統	I -53
4-4	満水系統	I -54
5	電源設備	
5-1	自家発電設備（自家発電機盤）	I -55
5-2	自家発電設備（ディーゼル機関）	I -57
5-3	自家発電設備（ガスタービン）	I -61
5-4	自家発電設備（発電機）	I -64
5-5	受変電設備（特高压受変電）	I -65
5-6	受変電設備（高压受変電）	I -69
5-7	受変電設備（低压受変電）	I -73
5-8	直流電源設備	I -74
5-9	無停電電源設備	I -75
6	除塵設備	
6-1	除塵機	I -76
6-2	搬送設備	I -78
6-3	貯留設備、操作制御設備	I -80
7	付属設備	I -81

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備  
1-1 遠隔・機場集中監視操作盤（グラフィック型）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ） 書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
遠隔・機場集中監視操作盤（グラフィック型）	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆、汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気口フィルタが目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具	機器取付状態、配線状態		—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
	指示計	動作確認（零点及び指示）		—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯	点灯状態		E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	運転時間計	指示状態		—	E	E	運転時間に正確に追隨していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	電力量計	指示状態		—	E	(E)	発・受信の指示が一致していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	設定器	設定値の確認		—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	グラフィックパネル	表示灯点灯の確認		E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			表示器表示の確認	E	E	(E)	発・受信の指示が一致していること。			
	タイマ	動作確認		—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
	PLC	電源電圧の確認		—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
入力信号の確認			—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる。	

施設機械設備点検・整備項目表  
 I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の 特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管理運 転点検					
遠隔・ 機集 場中 監視 操作 盤 ( グ ラ フ イ ッ ク 型 )	P L C	出力信号の確認	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる。	
		内蔵電池	-	-	E	推奨交換時期を超過していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備  
1-2 遠隔・機場集中監視操作盤（ディスプレイ型）

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
遠隔・機場集中監視操作盤（CRT型）	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気ロフィルタが目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	D	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	E	脱落、読取不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	—	E	(E)	(E)	運転時間に正確に追隨していること。			
			取付状態	—	—	E	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		CRTディスプレイ（タッチパネル含む）	表示状態の確認	E	E	E	E	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。色ずれ、歪み、焼付きのないこと。			
			輝度状態の確認	—	—	E	E	鮮度、フォーカスが正常なこと。			
			電源ケーブル接続状態	—	—	E	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 破損がないこと。亀裂がないこと。 過熱による変色がないこと。			
			表示信号ケーブル接続状態	—	—	E	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 破損がないこと。亀裂がないこと。			
			電源電圧測定の確認	—	—	E	E	電源電圧に異常がないこと。			
			表示面の清掃	—	—	C	C	—			
		キーボード	キー入力の確認	—	E	E	E	キー入力とCRTモニタ出力が一致していること。			
			信号ケーブル接続状態	—	—	E	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 破損がないこと。亀裂がないこと。			
			キーボード本体の清掃	—	—	C	C	清掃する。			
		マウス	動作確認	—	D	D	D	マウス入力にCRT画面が正常に反応すること。			
			信号ケーブル接続状態	—	—	E	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 破損がないこと。亀裂がないこと。			
マウス本体の清掃	—		—	C	C	—					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置 の 特 性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管 理 運 転 点 検					
遠隔・ 機 場 集 中 監 視 操 作 盤 ( C R T 型 )	プリンタ		動作確認	-	-	D	タッチ入力に画面が正常に反応すること。			
			印字状態の確認	-		D	オンラインで文字を印刷し、画面と一致していること。文字の欠落、濃淡のないこと。			テスト印字
			電源電圧の確認	-	-	D	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			信号ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
	中央演算処理装置		電源電圧の確認	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ランプの点灯確認	E	E	E	正常に点灯していること。			
			ハードディスクの動作確認	-	D	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			FD動作確認	-	-	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			CD動作確認	-	-	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			MO動作確認	-	-	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			ファン動作確認	-	D	D	異音がなく正常に動作していること。			
			換気用フィルタ	E	E	C	換気用フィルタの目づまりがないこと。			
			電源ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			その他ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備  
1-3 遠隔・機場集中監視盤（グラフィック型）

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）						
X	交換	C	清掃	W	E	目視
A	調整	M	測定	T	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—		点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
遠隔・機場集中監視盤（グラフィック型）	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタが目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	指示計		動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	記録計		記録動作状態	—	—	E	模擬入力信号を与え指示値及び動作が正常なこと。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	グラフィックパネル		表示灯点灯の確認	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			表示器表示の確認	E	E	(E)	発・受信の指示が一致していること。			
	タイマ		動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
	PLC		電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる。
			出力信号の確認	—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる。
			内蔵電池	—	—	E	推奨交換時期を超過していないこと。			
	変換器		電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	—	—	D	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	—	—	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-4 機側操作盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
機側操作盤	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追隨していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
		変換器	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	—	—	D	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	—	—	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追隨して変化すること。			



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-5 補助継電器盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
補助継電器盤（リレー型）	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタが目づまりがないこと。			
	盤内		汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	操作スイッチ		動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
	指示計		動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	運転時間計		指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追隨していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	タイマ		動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
設定値の確認			—	—	E	所定の設定値にセットされていること。				
補助継電器		取付状態、汚れ、変色	—	—	E	取付、接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。				
		動作状態	—	—	D	動作不良、誤動作、異音がないこと。			シーケンスチェックによる。	
補助継電器盤（PLC型）	全般		動作確認	—	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
扉の開閉、施錠			—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気ろフィルタが目づまりがないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
			目視 点検							
補助継電器盤 (P L C 型)	盤内	汚れ、異物	機器取付状態、配線状態	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
				—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
				—	—	M	基準値以下であること。			
				—	E	D	渋滞、誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。				
			—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。				
			—	—	E	脱落、読取不良のないこと。				
	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。				
			E	E	E	取付・接続部に緩みがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。				
	指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。				
			—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。				
	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。				
			—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。				
	運転時間計	指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追隨していること。				
			—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。				
	P L C	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。				
			—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、P L C入力信号とC R Tモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる。	
			—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、C R Tモニタ出力とP L C出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる。	
			—	—	E	推奨交換時期を超過していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-6 高圧電動機制御盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
高圧電動機制御盤	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
				—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	整定値での動作が正常なこと。			動作確認は2年毎に実施する。
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追従していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
		コンプレッションスタータ	高圧ヒューズの汚れ、ひび割れ	—	—	E	汚れがないこと。 ひび割れがないこと。 溶断表示棒がとびだしていないこと。			
				—	—	E	汚れがないこと。緩みがないこと。 変形、ひび割れがないこと。			
—	—			E	変形・変色がないこと。 閉路中に異音がないこと。					
—	—			T	接続部に緩みがないこと。					
—	—			D	汚れのないこと。緩みがないこと。変形がないこと。					
—	—			E	緩みのないこと。					
—	—			E	閉路状態のワイプばね部のマークで判定する。			真空式はギャップ測定		
—	—			M	基準値以下に低下していないこと。					
計器用変圧器	汚れ、腐食、過熱	—	E	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。					
	異常音	—	S	S	異常音のないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管理運 転点検					
高圧電 動機 制御 盤	計器用変成器	ヒューズの異常	—	E	E	ヒューズホルダに緩みがないこと。				
		接続部	—	—	T	緩みがないこと。				
		接地線の接続状態	—	—	E	緩みがないこと。 断線のないこと。				
		絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。				
		接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。				
	進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	—	E	E	汚れがないこと。 油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。				
		異常音	—	S	S	異常音のないこと。				
		機器外箱の接地	—	—	E	緩みがないこと。 断線のないこと。				
		接続部	—	—	T	緩みがないこと。				
		絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-7 低圧電動機制御盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ）書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
低圧電動機制御盤	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	致	盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタが目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	致	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
	致	指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	致	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	致	運転時間計	指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	致	タイマ	動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
	致	配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
			開閉動作	—	—	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			
致	電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	変色がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	閉路中に異常音がないこと。				
		動作状態	—	D	D	動作不良、誤動作がないこと。				
		接触面の状態	—	—	E	接触面に荒れがないこと。				
		接続部	—	—	T	緩みがないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検 目視 点検	管理運 転点検	年 点 検				
低圧電動機制御盤	致	配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。 汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
			開閉動作	-	-	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			テスト鉤による動作確認
			接続部	-	-	T	緩みがないこと。			
	計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	-	E	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音のないこと。				
		ヒューズの異常	-	E	E	ヒューズホルダに緩みがないこと。				
		接続部	-	-	T	緩みがないこと。				
		接地線の接続状態	-	-	E	緩みがないこと。 断線のないこと。				
		絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
		接地抵抗	-	-	M	基準値以下であること。				
	進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	-	E	E	汚れがないこと。 油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音のないこと。				
		機器外箱の接地	-	-	E	緩みがないこと。 断線のないこと。				
		接続部	-	-	T	緩みがないこと。				
絶縁抵抗		-	-	M	基準値以下に低下していないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-8 系統機器盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ）書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
系統機器盤（ハイレベル型・PLC型）	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気フィルタが目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	整定値での動作が正常なこと。			動作確認は2年毎に実施する。
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接続部の荒れがないこと。			
	指示計		動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	運転時間計		指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追隨していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。			
	タイマ		動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
	致	配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
開閉動作			—	—	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。				
接続部			—	—	T	緩みがないこと。				
致	電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	変色がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	閉路中に異常音がないこと。				
		動作状態	—	D	D	動作不良、誤動作がないこと。				
		接触面の状態	—	—	E	接触面に荒れがないこと。				
		接続部	—	—	T	緩みがないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
系統機器盤（リレー型・PLC型）	致	配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
			開閉動作	-	-	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			テスト鈕による動作
			接続部	-	-	T	緩みがないこと。			
	計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	-	E	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音のないこと。				
		ヒューズの異常	-	E	E	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。				
		接続部	-	-	T	緩みがないこと。				
		接地線の接続状態	-	-	E	緩みがないこと。断線のないこと。				
		絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
		接地抵抗	-	-	M	基準値以下であること。				
	進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	-	E	E	汚れがないこと。油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音のないこと。				
		機器外箱の接地	-	-	E	緩みがないこと。断線がないこと。				
		接続部	-	-	T	緩みがないこと。				
		絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
	致	補助継電器	取付状態、汚れ、変色	-	-	E	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。変色がないこと。			
			動作状態	-	-	D	正常に動作すること。			シーケンスチェックによる。
	PLC	電源電圧の確認	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。				
		入力信号の確認	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる。	
出力信号の確認		-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる。		
内蔵電池		-	-	E	推奨交換時期を超過していないこと。					



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備 1-9 コントロールセンタ
-----------------------------

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性 致 致命的な影響のある機器・部品
---------------------------------

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
--------------------------------------

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
コントロールセンタ	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	整定値での動作が正常なこと。			動作確認は2年毎に実施する。
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 コネクタに緩み、抜けがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
			主回路導体の状態	—	—	E	ユニットの出し入れ、プラグ接触部が正常なこと。 接続部及び接触部に緩み、変形がないこと。 過熱による変色がないこと。絶縁物に破損、変形がないこと。			
			ヒューズ	—	—	E	ヒューズホルダに緩みがないこと。 ヒューズ切れがないこと。			
			操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。		
		取付状態、汚れ		E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接続部の荒れがないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付、接続部に緩みがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
			開閉動作	—	—	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			
			接続部	—	—	T	緩みがないこと。			
		電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
異常音	—		S	(S)	閉路中に異常音がないこと。					
動作状態	—		D	D	動作不良、誤動作がないこと。					
接触面の状態	—		—	E	接触面に荒れがないこと。					
接続部	—		—	T	緩みがないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検 目視点検	管理運 転点検	年 点 検				
コン ト ロ ー ル セ ン タ	致	配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	取付部に緩みがないこと。 汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	変色がないこと。			
			開閉動作	-	-	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			テスト紐による動作
			接続部	-	-	T	緩みがないこと。			
	計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	-	E	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音のないこと。				
		ヒューズの異常	-	E	E	ヒューズホルダに緩みがないこと。 ヒューズ切れがないこと。				
		接続部	-	-	T	緩みがないこと。				
		接地線の接続状態	-	-	E	緩みがないこと。 断線のないこと。				
		絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
		接地抵抗	-	-	M	基準値以下であること。				
	進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	-	E	E	汚れがないこと。 油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音のないこと。				
		機器外箱の接地	-	-	E	緩みがないこと。断線がないこと。				
		接続部	-	-	T	緩みがないこと。				
絶縁抵抗		-	-	M	基準値以下に低下していないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-10 運転支援システム

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
運転支援システム	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	D	D	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	—	E	(E)	運転時間に正確に追従していること。			
			取付状態	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		ディスプレイ (タッチパネル含む)	表示状態の確認	E	E	E	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。 色ずれ、歪みのないこと。			
			輝度状態の確認	—	—	A	輝度、フォーカスが正常なこと。			
			電源ケーブル接続状態	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 過熱による変色がないこと。			
			表示信号ケーブル接続状態	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			電源電圧測定の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
			表示面の清掃	—	—	C	—			
		キーボード	キー入力の確認	—	E	E	キー入力とCRTモニタ出力が一致していること。			
			信号ケーブル接続状態	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			キーボード本体の清掃	—	—	C	—			
		マウス	動作確認	—	D	D	マウス入力にCRT画面が正常に反応すること。			
信号ケーブル接続状態	—		—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。					
マウス本体の清掃	—		—	C	—					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器 装 置 の 特 性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管 理 運 転 点 検					
運 転 支 援 シ ス テ ム	プリンタ		動作確認	-	-	D	プリンタの各スイッチを操作し、正常に動作すること。 用紙詰まり・二重送り等がないこと。 カラー印刷が画面と一致していること。			
			印字状態の確認	-		D	オンラインで文字を印刷し、画面と一致していること。 文字の欠落、濃淡のないこと。			テスト印字
			電源電圧測定の確認	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 過熱による変色がないこと。			
			信号ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。			
	中央演算処理装置		電源電圧の確認	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ランプの点灯確認	E	E	E	正常に点灯していること。			
			ハードディスクの動作確認	-	D	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			FD動作確認	-	-	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			CD動作確認	-	-	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			MO動作確認	-	-	D	データの読み出し/書き込みが正常なこと。			
			ファン動作確認	-	D	D	異音がなく正常に動作していること。			
			換気用フィルタ	E	E	C	換気用フィルタの目づまりがないこと。			
			電源ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 過熱による変色がないこと。			
その他ケーブル接続状態	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。						

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-11 CCTV設備

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
C C T V 設 備	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。				
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。				
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。				
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。				
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。				
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。				
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。				
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。				
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。				
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。				
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。				
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。				
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。				
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。				
		カメラ	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。				
			映像信号の確認	—	—	A	モニタの画像表示が正常なこと。				
			動作確認（カメラ、ヒータ、デフロスタ、ファン、ワイパ）	—	D	D	レンズの動作（ズーム、フォーカス、アイリス）が正常なこと。 ヒータの動作が正常なこと。 デフロスタの動作が正常なこと。 ファンの動作が正常なこと。				
			腐食、水漏れの確認	—	—	E	カメラケースに腐食、水漏れ、変形、破損がないこと。				
			内部配線、取付の確認	—	—	E	汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。				
			照明装置の確認	—	D	D	正常に点灯すること。照度が正常なこと。				
			ケーブル接続状態	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。				
			錆、汚れの確認	—	—	E	発錆・汚れがないこと。				
			拡声部	入力信号の確認	—	—	A	音量、音質が正常なこと。			
				歪みの確認	—	—	S	音声に歪み、ノイズがないこと。			
		ケーブル接続状態		—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。				
		ビデオ	録画、再生の確認	—	—	D	録画、再生が正常であること。				
			操作部	制御信号の確認	—	—	D	カメラ、モニタ、ビデオ、マイク、拡声部の操作が正常に行えること。			
		ケーブル接続状態		—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
 I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置・特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	目 視 点 検					
C C T V 設 備	モニタ		電源電圧の確認	—	—	E	規定値内であること。			
			モニタ表示の確認	E	E	E	画像、画質が正常なこと。			
			ケーブル接続状態	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。			
	マイク		拡音動作の確認	—	S	S	スピーカの音量、音質が正常なこと。			
			ケーブル接続状態	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備 1-12 計装盤
------------------------

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性 致 致命的な影響のある機器・部品
---------------------------------

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
計装盤	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。			
	盤内		汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	操作スイッチ		動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
	指示計		動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	保護装置		保護リレーの動作	—	—	D	整定値での動作が正常なこと。			
			警報装置の異常	—	E	E	緩みがないこと。破損がないこと。 保護リレー、センサの動作で正常に動作すること。			
			避雷器	—	E	E	汚れがないこと。 変色、変形、破損がないこと。 漏れ電流を測定し、基準値以下であること。			
	監視用センサ類		温度センサの動作	—	E	(D)	温度センサの出力信号が機付温度指示計の指示値と一致していること。 湯沸器等に温度センサを入れ出力信号が湯温に追隨していること。			
			圧力センサの動作	—	E	(D)	圧力センサの出力信号が機付圧力指示計の指示値と一致していること。 圧力試験器で模擬圧力を加え出力信号が圧力に追隨していること。			
			流量センサの動作	—	E	(D)	流量センサの出力信号がポンプ性能曲線から読み取った流量値と一致していること。 模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追隨して変化すること。			
			振動センサの動作	—	E	(D)	振動指示計が動作していること。 振動センサの出力信号が校正済み振動計の指示値と一致していること。			
			速度センサの動作	—	E	(D)	速度センサの出力信号が機付速度指示計の指示値と一致していること。 速度センサの出力信号が校正済み速度計の指示値と一致していること。			
開度センサの動作			—	E	(D)	開度センサの出力信号が機付開度指示計の指示値と一致していること。 全閉から全開動作を行い、出力信号が開度に追隨して変化すること。				

施設機械設備点検・整備項目表  
 I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法		判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検					
				月点検 目視 点検	年 点 検 管理運 転点検				
計 装 盤		変換器、調節器	電源電圧の確認	-	-	E	規定値内であること。		
			入力信号の確認	-	-	D	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。		
			出力信号の確認	-	-	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追隨して変化すること。		
			設定値の確認	-	-	D	出力信号確認時に、変換器・調節器の設定値で所定の信号を発信すること。		



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-13 入出力装置盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
入出力装置盤	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気口フィルタに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接続部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
		PLC	電源電圧の確認	—	—	E	規定値内であること。			
			入力信号の確認	—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			
			出力信号の確認	—	—	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			
			内蔵電池	—	—	E	推奨交換時期を超過していないこと。			
		変換器	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
入力信号の確認	—		—	D	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。					
出力信号の確認	—		—	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追隨して変化すること。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備
1-14 変換器盤

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
変換器盤	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	致	盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬入力し正しく動作すること。			
	致	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接続部の荒れがないこと。			
	致	指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			調整は2年毎に実施する。
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	致	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
	致	タイマ	動作確認	—	—	D	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	所定の設定値にセットされていること。			
	致	変換器	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。			
入力信号の確認			—	—	D	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。				
出力信号の確認			—	—	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追隨して変化すること。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

1 監視操作制御設備 1-15 データ伝送盤
---------------------------

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）						
X	交換	C	清掃	W	E	目視
A	調整	M	測定	T	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	—	点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
データ伝送盤	致	全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆・汚れがないこと。				
			扉の開閉、施錠	—	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・開錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。				
		盤内	汚れ、異物		E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。			
				絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
				接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
				シーケンスチェック	—	E	D	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。				
			端子、端子台の状態	—	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。				
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落、読取不良のないこと。				
		致	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	ランプテストで正常に点灯すること。			
				取付状態、汚れ	—	E	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。破損がないこと。			
		変換器	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。				
			入力信号の確認	—	—	D	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。				
			出力信号の確認	—	—	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。				
		伝送装置	電源電圧の確認	—	—	E	電源電圧に異常がないこと。				
			信号レベルの測定	—	—	E	信号レベルの減衰率が基準値以内であること。				
			接続部の確認	—	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。				
			警報動作の確認	—	—	D	模擬的に異常状態にし、警報動作の不良、誤動作がないこと。			2ヶ月ごと	

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-1 立軸ポンプ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
本体	致	吐出しベンド	ケーシングを主体とする本体振動（振幅）	—	H	(M)	異常な振動が発生していないこと。			
		基礎ボルト・ナット	締り具合	—	—	H	基礎ボルト・ナットに緩みがないこと。			
主軸及び軸受	致	主軸及び軸継手全般	錆	—	—	E	異常な錆が発生していないこと。			
			摩耗	—	—	E	摩耗していないこと。			
			締り具合	—	—	H	カップリングボルト・ナットが緩んでないこと。			
			カップリングゴムの摩耗	—	—	E	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。			
			回転速度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。			
			軸振動	—	—	(M)	異常な振動が発生していないこと。		○	計測可能な場合
			外側軸受	温度	—	H	(M)	異常な温度上昇がないこと。		
	致	外側軸受	振動（振幅）	—	H	(M)	異常な振動がないこと。			○
			油脂量（質）	E	E	E	油面が正常であること。油が変色していないこと。			
			油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。			
			水中軸受（ゴム軸受）	通水状況	—	E	(E)	フローリレーが通水状態であること。		
	致	水中軸受（ゴム軸受）	フローサイト	—	—	C	通水状態が確認できること。			
			グラントパッキン	温度	—	H	(H)	異常に上昇しないこと。		
	致	グラントパッキン	封水量	—	E	(E)	異常な漏れがないこと。			
			無給水軸封装置	温度	—	H	(H)	異常に上昇しないこと。		
致	無給水軸封装置	漏水	—	E	(E)	異常な漏れがないこと。				
		計装機器	致	フロースイッチ	作動	—	D	D	作動に異常のないこと。	
計器類（圧力、温度、水位）	圧力計指示			—	E	(E)	指示値に異常がないこと。			
	圧力計零指針			E	—	E	指針は、零をさしていること。			
	温度計指示			—	—	(E)	ポンプ停止状態で室温を指示していること。			
	水位計指示			E	E	E	指示値が正常であること。			
吸水槽	吸水槽	土砂の堆積量	—	—	M	土砂の堆積がポンプ運転に支障がないこと。				
		水位	—	E	M	運転可能な水位があること。水位計の値に実水位と差がないこと。			分解整備時は、水位計と実水位の差がないように調整となる。	

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-2 横軸ポンプ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
本体	致	ケーシング	ケーシングを主体とする本体振動（振幅）	—	H	(M)	異常な振動が発生していないこと。				
		水抜き弁		A	—	A	特に寒冷地においては非出水期に入った時点でケーシング内部の水抜きが完全になされたか確認する。				
主軸及び軸受	致	主軸及び軸継手全般	錆	—	—	E	異常な錆が発生していないこと。				
			摩耗	—	—	E	摩耗していないこと。				
			締り具合	—	—	H	カップリングボルト・ナットが緩んでないこと。				
			カップリングゴムの摩耗	—	—	E	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。				
			回転速度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。				
			軸振動	—	—	(M)	異常な振動が発生していないこと。			計測可能な場合	
	致	外側軸受	温度	—	H	(M)	異常な温度上昇がないこと。				
			振動（振幅）	—	H	(M)	異常な振動がないこと。			○	
			油脂量（質）	E	E	E	油面が正常であること。 油が変色していないこと。				
			油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。				
	致	グランドバックシン	温度	—	H	(H)	異常に上昇しないこと。				
			封水量	—	E	(E)	異常な漏れがないこと。				
	致	無給水軸封装置	温度	—	H	(H)	異常に上昇しないこと。				
			漏水	—	E	(E)	異常な漏れがないこと。				
	潤滑油系統	致	軸受用グリースポンプ	手動給油	—	—	E	手動で廻して給油されること。			導油管と水中軸受内のグリースの固化を防止する。
油脂量				E	E	E	規定値以上であること。				
ベルトの張り具合				—	—	A	異常に緩んでないこと。				
運転状況				—	(E)	(E)	異常な運転状況でないこと。				
呼水	致	満水検知器	作動	—	E	D	満水を検知できること。				
			満水維持の確認	—	E	D	満水検知後、落水しないこと。			満水が切れた場合には、速やかに停止のこと。	
計装機器	致	フロースイッチ	作動	—	D	D	流体を流してフロースイッチの作動が正常なこと。				
			計器類（圧力、温度、水位）	圧力計指示	—	E	(E)	指示値に異常がないこと。			
				圧力計零指針	E	—	E	指針は、零をさしていること。			
				温度計指示	—	—	(E)	ポンプ停止状態で室温を指示していること。			
				水位計指示	E	E	(E)	指示値が正常であること。			
吸水槽		吸水槽	土砂の堆積量	—	—	M	土砂の堆積がポンプ運転に支障がないこと。				
			水位	—	E	M	運転可能な水位があること。 水位計の値に実水位と差がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-3 水中モータポンプ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ） 書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
			発錆、汚れ	—	—	E	錆・汚れがないこと。			
水中ポンプ本体	致	ケーシング	腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
			吊り金具	—	—	E	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。			
			ボルト・ナット	—	—	H	ボルト・ナットに緩みがないこと。			
	致	インペラ	腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
			欠損	—	—	E	異常な欠損がないこと。			
	致	メカニカルシール	油量、質	—	—	E	適正油量であり、劣化していないこと。			
	致	電動機	絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
			入力電流	—	M	(M)	定格電流値以内であること。		○	
電圧			—	M	(M)	定格電圧付近であること。		○		
致	軸受	油量、質	—	—	X	注油を行う。				
致	キャブタイヤケーブル	損傷、劣化	E	E	E	著しい損傷・劣化がないこと。				
致	ケーブルホルダ	シール状態	—	E	(E)	水漏れのないこと。 異常な劣化がないこと。				
		サーマルプロテクタ	導通	—	—	D	導通チェックし動作すること。			
			浸水検知器	導通	—	—	D	導通チェックし動作すること。		
計装機器	致	計器類 (圧力、水位他)	圧力計指示	—	—	(E)	通常に比べて異常な動作がないこと。			
			圧力計の零指針	E	E	E	指針は零を指していること。			
			水位計指示	E	E	E	指示が正常であること。			
吸水槽		土砂の堆積	—	—	M	土砂の堆積がポンプ運転に支障がないこと。				
		水位	—	E	M	運転可能な水位があること。水位計の値に実水位と差がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-4 コラム形水中モータポンプ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
			発錆、汚れ	—	—	E	錆・汚れがないこと。				
致		コラムパイプ	空気抜弁	E	E	E	動作に異常がないこと。				
			腐食・塗装	E	E	E	異常な腐食や塗装の劣化がないこと。				
			ケーブル支持台	E	E	E	異常な腐食や塗装の劣化がないこと。				
			引上装置	E	E	E	異常な腐食や塗装の劣化がないこと。				
			水漏れ	E	E	(E)	異常な水漏れがないこと。				
致		ケーシング	腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。				
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
			吊り金具	—	—	E	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。				
			ボルト・ナット	—	—	H	ボルト・ナットに緩みがないこと。				
致		インペラ	腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。				
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
			欠損	—	—	E	異常な欠損がないこと。				
水中ポンプユニット	致	メカニカルシール	油量、質	—	—	E	適正油量であり、劣化していないこと。				
			電動機	絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
				接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
				腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
				入力電流	—	M	(M)	定格電流値以内であること。		○	
				電圧	—	M	(M)	定格電圧付近であること。		○	
			軸受	油量、質	—	—	X	注油を行う。			
			キャブタイヤケーブル	損傷、劣化	E	E	E	著しい損傷・劣化がないこと。			
			ケーブルホルダ	シール状態	E	E	(E)	水漏れのないこと。 異常な劣化がないこと。			
			サーマルプロテクタ	導通	—	—	D	導通チェックし動作すること。			
浸水検知器	導通	—	—	D	導通チェックし動作すること。						
計装機器		計器類 (圧力、水位他)	圧力計指示	—	—	(E)	通常に比べて異常な動作がないこと。				
			圧力計の零指針	E	E	E	指針は零を指していること。				
			水位計指示	E	E	E	指示が正常であること。				
吸水槽		吸水槽	土砂の堆積	—	—	M	土砂の堆積がポンプ運転に支障がないこと。				
			水位	—	E	M	運転可能な水位があること。 水位計の値に実水位と差がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-5 ポンプゲート形水中モータポンプ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ） 書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	E	目視	
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
			発錆、汚れ	—	—	E	錆・汚れがないこと。				
致		ケーシング	腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。				
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
			吊り金具	—	—	E	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。				
			ボルト・ナット	—	—	H	ボルト・ナットに緩みがないこと。				
致		インペラ	腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。				
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
			欠損	—	—	E	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。				
致		メカニカルシール	油量、質	—	—	E	適正油量であり、劣化していないこと。				
水中ポンプ本体	致	電動機	絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。				
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。				
			腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。				
			入力電流	—	M	(M)	定格電流値以内であること。		○		
			電圧	—	M	(M)	定格電圧付近であること。		○		
致		軸受	油量、質	—	—	X	注油を行う。				
致		キャブタイヤケーブル	損傷、劣化	—	—	E	著しい損傷・劣化がないこと。				
致		ケーブルペア	損傷、劣化	—	E	E	著しい損傷・劣化がないこと。				
			ボルト・ナット	—	—	E	緩み、脱落がないこと。				
致		サーマルプロテクタ	導通	—	—	D	導通チェックし動作すること。				
致		浸水検知器	導通	—	—	D	導通チェックし動作すること。				
機計器装	致	水位計	水位計指示	E	E	E	指示が正常であること。				
流入水路		流入水路	土砂の堆積	—	—	M	ポンプ運転に支障となる土砂堆積がないこと。				
			水位	—	E	M	運転時、運転可能水位以上であること。				
逆流防止弁		弁箱	腐食	—	—	E	腐食・錆のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離がないこと。				
		弁体	腐食	—	—	E	腐食・錆のないこと。				
			変形	—	—	E	変形がないこと。				
逆流防止弁		弁軸	腐食	—	—	E	腐食・錆のないこと。				
			水密部	ゴム漏水	—	E	E	水密ゴムからの漏水がないこと。			
				ゴムの変形、損傷	—	—	E	水密ゴムの変形、損傷がないこと。			
				ゴム取付ボルトナットの脱落	—	—	E	脱落がないこと。			
ゴム押え板の変形	—	—		E	著しい変形がないこと。						
扉体・置			扉体・開閉装置の点検、整備は、河川・水路用水門設備 点検・整備項目表に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録する。								



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-6 主配管・弁類 (主配管)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
主配管	全般		異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	主配管		水抜き	A	—	A	配管内に水が溜まっていないこと。			寒冷地実施
			腐食	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。			
			漏れ	—	E	(E)	水漏れがないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離および劣化がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-7 主配管・弁類 (吐出し弁)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
手動式弁	全般		動作確認	—	D	—	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。				
	致	弁箱	水抜き	A	—	A	完全に水が抜けていること。			寒冷地実施	
			腐食	—	—	E	腐食、錆がないこと。				
			劣化	—	—	E	著しい劣化のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。				
	致	グランドパッキン	水漏れ	—	—	E	異常な水漏れがないこと。				
			減速機構及び弁軸	潤滑油量	—	—	E	規定量が給油されていること。			
				異常音	—	H	(S)	開閉動作中に異常音を発生しないこと。			
				回転体の滑らかさ	—	H	H	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。			
			開度計	零指針	—	—	E	全閉時の指針の位置が0%開度を示していること。			
作動	—	E		(E)	弁体の動きと指針の動きが一致していること。						
電動式弁	全般		動作確認	—	D	—	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。				
	致	弁箱	水抜き	A	—	A	完全に水が抜けていること。			寒冷地実施	
			腐食	—	—	E	腐食、錆がないこと。				
			劣化	—	—	E	著しい劣化のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。				
	致	グランドパッキン	水漏れ	—	—	E	異常な水漏れがないこと。				
			減速機構及び弁軸	潤滑油量	—	—	E	規定量が給油されていること。			
				異常音	—	H	(S)	開閉動作中に異常音を発生しないこと。			
				回転体の滑らかさ	—	H	H	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。			
			開度計	零指針	—	—	E	全閉時の指針の位置が0%開度を示していること。			
作動	—	E		(E)	弁体の動きと指針の動きが一致していること。						
致	リミットスイッチ	作動	—	E	(E)	全閉、全開位置でリミットスイッチが正しく動作すること。					
		電動機	絶縁抵抗	—	—	M	絶縁抵抗値が規定値以上であること。			(自) 盤において測定	
			温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。				
			入力電流	—	M	(M)	入力電流が規定値以内であること。				
致	電動弁式	開閉時間	—	M	(M)	開閉時間が規定値以内であること。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-8 主配管・弁類（逆止め弁）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	目視点検						管理運転点検
逆止め弁	全般		動作確認	—	D	—	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。				
	弁箱	致	腐食	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。				
			劣化	—	—	E	著しい劣化のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。				
			ダッシュボット	油量（質）	—	—	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
			リミットスイッチ	作動	—	E	(E)	全閉位置でリミットスイッチが正しく動作すること。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

2 主ポンプ設備  
2-9 主配管・弁類 (逆流防止弁)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
逆流防止弁	全般		動作確認	—	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	弁箱		腐食	—	—	E	塗装の劣化・剥離がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離がないこと。			
	弁体		腐食	—	—	E	腐食・錆のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
	弁軸		腐食	—	—	E	腐食・錆のないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

3 主ポンプ設備駆動設備  
3-1 主原動機 (ディーゼル機関)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致 致命的な影響のある機器・部品	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
機関本体	致	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	緩み、損傷がないこと。			
		シリンダヘッド	タペットの間隙	—	—	A	タペットの間隙			ピストン圧縮・TOPでチェック
		クラック室	ボルトの緩み	—	—	T	緩みがないこと。			
	デフレクション		—	—	M	計測値がメーカーの規定値以内であること。		○		
	クラックシャフトの固着 (ターニング)		—	D	—	引っかかりがないこと。			(歯車、軸受含む)	
	致	過給機	フィルタの状況	—	—	E	異物がないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音が発生していないこと。			
			油量	E	E	E	油量が適切であること。			油ダメ付のみ 2年毎に交換
			入口温度	—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。		○	
			内部状況	—	—	E	過給器内部に腐食が発生していないこと。			
	致	外部軸受	油量	E	E	E	油量が適切であること。			(フライホイール含む)
振動 (速度)			—	M	(M)	異常な振動が発生していないこと。				
温度			—	H	(H)	異常な温度になっていないこと。				
致	遠心クラッチ	動作確認	—	E	(E)	正常に動作すること。				
		油量	E	E	E	油量が適切であること。			給油式の場合	
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			(潤滑油系統含む)
			作動	—	S	(S)	正常に作動すること。			
			配管漏れ	E	E	E	漏れがないこと。			
潤滑油系統	致	初期潤滑油ポンプ	作動	—	S	(S)	正常に作動すること。			(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	漏れがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	絶縁劣化していないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
	致	機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	油量が適切であること。			油交換時はタンク内清掃のこと。2年毎に交換
	致	潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	異物がないこと。			
	致	潤滑油冷却器	漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	消耗していないこと。			
			ドレン	—	—	A	ドレン排出			漏水の確認
	致	潤滑油	温度	—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。		○	
圧力			—	M	(M)	圧力が正常であること。				
性状分析			—	—	M	性状分析				
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	引っかかりがないこと。			(空気混入、タペット、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	—	—	A	気泡がないこと。			
			漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
			油量	E	E	E	油量が適切であること。			油ダメ付のみ、2年毎に交換

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
目視点検										
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	異物混入	-	-	E	異物がないこと。			
			突始め調整ボルト緩み	-	-	T	緩みがないこと。			
			噴射時期	-	-	M	噴射時期が適切であること。			
		燃料濾過器	内部清掃	-	-	C	水分、異物がないこと。			水分チェック
			エア抜き	-	-	A	気泡がないこと。			
			エレメント	-	-	E	異物がないこと。			付着物点検、ペーパータイプは2年毎に交換
	致	燃料弁	噴霧テスト	-	-	A	噴霧テスト			噴口語り、後タレチェック
			漏れ	-	E	(E)	漏れがないこと。			
	致	高圧管	管内エア抜き	-	-	A	気泡がないこと。			
			漏れ（亀裂）	-	E	(E)	漏れ（亀裂）がないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
		配管	腐食	-	-	E	腐食していないこと。			
漏れ			E	E	(E)	漏れがないこと。				
振動			-	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。				
ドレン量			-	-	E	ドレン排出			多ければ測定	
冷却水系統	致	内部冷却水ポンプ	振動	-	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
			配管漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
			配管振動	-	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
			バルブ開閉	-	-	E	開閉できること。			
			空気抜き	E	E	(E)	空気抜き			
	温調弁	作動	-	E	(E)	正常に作動していること。				
		漏れ	-	E	(E)	漏れがないこと。				
空気始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁	作動	-	E	(E)	正常に作動していること。			
			漏れ	-	E	(E)	漏れがないこと。			
			配管劣化	-	-	E	劣化していないこと。			
			配管漏れ	-	E	E	漏れがないこと。			
			配管腐食	-	-	E	腐食していないこと。			
	致	電磁弁・減圧弁	作動	-	E	(E)	正常に作動していること。			30k用電磁弁は年点検で分解
			劣化	-	-	E	劣化していないこと。			
			エア漏れ	-	E	E	漏れがないこと。			
	致	始動弁	エア漏れ	-	H	(H)	漏れがないこと。			始動15分後接続配管にて
			作動確認	-	-	W	正常に作動していること。			機関装着後弁棒動き確認
TPO始動（エアラン）			-	-	D	TPO始動（エアラン）			全シリンダ	
致	停止用エアピストン	作動	-	D	W	正常に作動していること。				
		空気漏れ	-	E	(E)	漏れがないこと。				
電気始動系	致	セルモータ	ブラシの状態	-	-	E	ブラシの状態確認			
			作動	-	E	(E)	正常に作動していること。			
			劣化	-	-	E	劣化していないこと。			
		予熱栓	作動	-	E	(E)	正常に作動していること。			付属の場合
			劣化	-	E	E	劣化していないこと。			付属の場合
	致	電磁スイッチ	作動	-	E	(E)	正常に作動していること。			(ケーブル、切替開閉器、操作開閉器、補助継電器、限時継電器、制御電源、配線用遮断器を含む)
劣化			-	-	E	劣化していないこと。				
致	停止ソレノイド	作動	-	D	(D)	正常に作動していること。				
		劣化	-	-	E	劣化していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要	
				定期点検		年 点 検					
				月 点 検	管理運 転点 検						
計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			油温スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			油圧スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			フロースイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			速度スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
	ゲージ類 (温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		潤滑油温度計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		排気温度計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。				バラツキチェック	
		冷却水圧力計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		冷却水圧力計の零指針	E	E	E	指示値が適切であること。					
		潤滑油圧力計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		潤滑油圧力計のゼロ指針	E	E	E	指示値が適切であること。					
		回転計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。				変動チェック	
消音器・排気管	致	消音器	腐食	—	—	E	腐食していないこと。				
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			ドレン抜き	—	—	A	ドレン排出				
	致	排気管	腐食	—	—	E	腐食していないこと。				
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			排気口の閉塞	—	—	E	閉塞していないこと。				
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	水量が減っていないこと。				
			漏れ	—	E	E	漏れがないこと。				
			キャップ耐圧	—	E	(E)	キャップが閉まっていること。				圧力キャップの場合
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。				
			ホース劣化	—	—	H	劣化していないこと。				
			ファンベルト	E	E	E	傷、緩みがないこと。				ベルト駆動の場合
	致	清水冷却器	漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	消耗していないこと。				
	致	空気冷却器	ドレン	—	E	(E)	ドレン排出				
	運転状況	運転状況	異常音	—	S	(S)	異常音がしていないこと。				
			排気色	—	E	(E)	排気色の確認				
			ミストの状況	—	E	(E)	ミスト量の確認				
給気管ドレン抜き			—	A	(A)	ドレン状況の確認					
給気圧力			—	M	(M)	給気圧力に異常のないこと。					
冷却水管エア抜き			—	A	(A)	エア溜まりがないか。					
冷却水温度			—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。			○		
過給機停止所要時間			—	—	(M)	過給機停止所要時間計測					
各気筒排気温度			—	M	(M)	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。			○		
排気温度			—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。					
発熱			—	—	(H)	異常な発熱がないこと。				各ポンプ軸受部、クランクケース等	
ラック目盛			—	E	(E)	指示値が正常であること。				全シリンダ	
回転速度			—	M	(M)	規定値付近であること。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管理運 転点検					
運 転 状 況	運転状況	始動時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
		停止時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
	保護回路による機関の停止確認	断水	—	—	D	点検、テスト調整				
		冷却水温	—	—	D	点検、テスト調整				
		潤滑油圧	—	—	D	点検、テスト調整				
		過速度	—	—	D	点検、テスト調整			単独運転にて	
	運転後の確認	潤滑油プライミングポンプ運転	—	E	E	プライミング状況の確認				
		ターニングによる燃料ガスの排出	—	A	A	ターニングによる燃料ガスの排出			2回転またはエアラン運転後	
		クランクケース内軸受	—	—	H	異常な発熱がないこと。				



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

3 主ポンプ設備駆動設備  
3-2 主原動機 (ガスタービン)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般	致	ガスタービン全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
エンクロージャ・台板	致	エンクロージャ及び外観	表示灯の点灯	E	E	E	正常に点灯すること。			
			給気取入口の閉塞有無	E	E	E	閉塞していないこと。また、異物がないこと。			
			機器配管の異常な変形	E	E	E	変形・損傷がないこと。運転に支障がないこと。			
			発錆	E	E	E	錆のないこと。			
			燃料漏れ	E	E	E	燃料漏れのないこと。			
			潤滑油漏れ	E	E	E	潤滑油漏れのないこと。			
		主要機器ボルト緩み	—	—	H	緩みがないこと。				
台板	締まり具合、損傷	E	E	E	緩み、損傷がないこと。					
ガスタービン本体	致	燃焼器部	ライナ汚れ、変形、割れ	—	—	E	異常な変形、割れ、汚れのないこと。			
			出口ダクト変形、割れ	—	—	E	異常な変形、割れのないこと。			
			燃料ノズル変形、汚れ、詰り	—	—	C	—			
致	排気ケーシング部	ケース割れ、変形	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。				
		補助減速機部	ケース割れ、変形	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。			
軸継手	致	軸継手	ボルト緩みの有無	—	—	H	緩みがないこと。			
			ゴム劣化	—	—	E	異常な劣化(亀裂・変形)がないこと。			
			ゴム汚れ	—	—	E	異常な汚れがないこと。			
		キヤCPパネ、またはダイヤフラムCP	グリス量、漏れ	E	E	E	漏れのないこと。			
致	軸継手	軸継手	締まり具合	—	—	T	緩みがないこと。			
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗のないこと。			
			変形、クラック	—	—	E	異常な変形、クラックのないこと。			
			セルモータ	作動	—	E	(E)	作動が正常で発熱のないこと。		
致	セルモータ	セルモータ	作動	—	E	(E)	作動が正常であること。			
			電磁スイッチ	作動	—	D	D	作動が正常であること。		
空気始動装置	致	エアモータ	作動	—	D	D	作動が正常であること。			
			オイル (エアモータ自動給油用)	保油量	E	E	E	指定油面であること。		
		起動弁ユニット	注油状況	—	E	(E)	確実に注油されること。			
			作動	—	E	(E)	作動が正常であること。			
			フィルタの汚れ	—	—	C	—			
		致	配管	ダイヤフラム	—	—	D	作動が正常であること。		
腐食	—			—	E	異常な腐食のないこと。				
致	配管	漏れ	—	E	(E)	空気漏れがないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置・特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
油圧始動装置	致	作動油タンク	湯量	E	E	E	既定の油面であること。			
	致	作動油フィルタ	エレメントの汚れ	-	-	E	汚れがひどくないこと。			
	致	作動油	性状分析	-	-	M	分析の結果、異常のないこと。			
	致	作動油ポンプ・モータ	発熱	-	-	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			軸受温度	-	-	H	異常な温度上昇がないこと。			
	致	絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
致	油圧モータ	軸受注油	-	-	E	規定量あること。				
致	配管・付属品	漏れ	E	E	E	漏れないこと。				
ガスタービン制御盤	致	制御装置	機能確認	-	E	(E)	変形・損傷がないこと。			
			接地抵抗	-	-	M	基準値以下であること。			
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。		弱電機器は絶縁チェック禁止のものがあるので注意	
	致	盤	作動確認	-	E	(E)	確実に作動すること。			
			警報、故障の確認	-	-	E	実動作させ警報・故障がでること。			
			表示灯の確認	E	E	(E)	表示灯の球切れがないこと。			
			指示計の確認	-	E	A	指示計が正確に表示されること。			
			接地抵抗	-	-	M	基準以下であること。			
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。		弱電機器は絶縁チェック禁止のものがあるので注意	
	致	バックアップ制御装置	作動確認	-	-	E	連動、単独操作を行い、渋滞・誤動作がないこと。			
			警報、故障の確認	-	-	E	故障時に正しく動作すること。			
			表示灯の確認	-	-	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			指示計の確認	-	-	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			接地抵抗	-	-	M	基準以下であること。			
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			
	致	保護回路 (機関停止確認)	潤滑油圧低下	-	-	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			潤滑油温度高	-	-	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			排気温度高	-	-	D	模擬信号により確実に動作すること。			
始動渋滞			-	-	D	模擬信号により確実に動作すること。				
過速度			-	-	D	模擬信号により確実に動作すること。				
非常停止			-	-	D	確実に動作すること。				
潤滑油系統	致	潤滑油ポンプ	発熱	-	-	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			オイルシール漏れ	-	E	(E)	潤滑油漏れがないこと。			
			振動	-	-	(H)	異常な振動がないこと。			
			異常音	-	S	(S)	異常音がないこと。			
			配管漏れ	E	E	(E)	漏れないこと。			
	致	初期潤滑油ポンプ	発熱	-	-	(H)	異常な温度上昇がないこと。		立軸ガスタービン	
			オイルシール漏れ	-	E	(E)	異常な漏れのないこと。		立軸ガスタービン	
			振動	-	H	(H)	異常な振動のないこと。		立軸ガスタービン	
			異常音	-	S	(S)	異常音がないこと。		立軸ガスタービン	
			配管漏れ	E	E	(E)	漏れないこと。		立軸ガスタービン	
	致	潤滑油濾過器	エレメント汚れ	-	-	E	目づまり、破損のないこと。			
	致	潤滑油冷却器	汚れ	-	-	C	汚れがないこと。			
	致	調整弁	漏れ	E	E	E	異常な潤滑油漏れがないこと。			
			保持圧力の確認	-	-	E	規定値内であること。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
潤滑油系統	致	クーラファン (パッケージファン)	汚れ	-	-	E	汚れがないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			異常音	-	S	(S)	異常音がないこと。			
致	潤滑油	性状分析	-	-	M	分析結果に異常がないこと。				
燃料系統	致	燃料制御装置(弁)	レバー等の動き	-	-	H	軽く動きネジの緩み等がないこと。			
			漏れ	E	E	E	燃料漏れがないこと。			
	致	燃料ポンプ	発熱	-	-	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			オイルシール漏れ	-	E	(E)	異常な燃料漏れがないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			異常音	-	S	(S)	異常音がないこと。			
	致	電磁弁	作動	-	E	(E)	作動に異常がないこと。			
			漏れ	E	E	E	燃料漏れがないこと。			
	致	配管	腐食	-	-	E	腐食がないこと。			
			漏れ	E	E	(E)	燃料漏れがないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常振動がないこと。			
	致	燃料濾過器	エレメントの汚れ	-	-	E	目づまりや、破損がないこと。			
			燃料差圧	-	E	(E)	規定値内であること。			
	致	高圧フィルタ	エレメントの汚れ	-	-	E	-			
	致	点火栓	スパークの確認	-	-	D	スパークが正常であること。			
清掃			-	-	C	-				
致	エキサイタ	スパークの確認	-	-	D	スパークが正常であること。				
致	エアアシスト圧縮機	作動確認	-	H	H	正常に作動すること。				
		振動	-	H	(H)	異常な振動がないこと。				
		異常音	-	S	(S)	異常音				
計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、回転)	潤滑油圧力スイッチ作動	-	E	D	油圧に応じスイッチの作動が正常なこと。			
			潤滑油温度センサ作動	-	-	E	油温上昇に応じセンサの作動が正常なこと。			
			潤滑油温度スイッチ作動	-	-	D	作動値が正常であること。			
			回転速度ピックアップ抵抗測定	-	-	M	異常ないこと。			
			吸込フィルタ差圧計確認	-	-	M	測定値が規定値内であること。			
			速度変換器特性計測	-	-	D	模擬入力を入れ変換値が規定値内であること。			
			温度変換器特性計測	-	-	D	模擬入力を入れ変換値が規定値内であること。			
	指示計	圧力計零指針	停止時、圧力計は零点近くに戻ること。	E	E	E				
			温度計指示	-	E	E	運転前、運転中の温度計指示が正常であること。			
			差圧計零指針	-	-	E	停止時、圧力計は零点近くに戻ること。			
回転速度指示計零指針	-	-	E	運転中の指示は正常なこと。 停止時零指示となっていること。						
吸気・排気系統	換気ファン	振動	-	E	(H)	異常な振動がないこと。				
		異常音	-	S	(S)	異常音がないこと。				
	吸気フィルタ	エレメント汚れ	-	-	E	目づまりや、破損がないこと。				
	致	排気ダクト	腐食	-	-	E	排気ダクトに閉塞や腐食による破損のないこと。			
			劣化	-	-	E	劣化(変形、損傷)がないこと。			
			漏れ	-	E	(E)	排気漏れがないこと。			
致	排気消音器	腐食	-	-	E	排気消音器に閉塞や腐食による破損のないこと。				
		劣化	-	-	E	劣化(変形、損傷)がないこと。				
		漏れ	-	E	(E)	排気漏れがないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の 特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要
				定期点検						
				月点検 目視 点検	管理運 転点検	年 点 検				
運 転 状 況	運 転 状 況	運 転 状 況	振動（速度）	—	M	(M)	異常な振動がないこと。			
			始動時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。			
			停止時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。			
			回転速度 （G T軸、出力軸）	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。			
			排気温度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。		○	
			潤滑油温度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。		○	
			潤滑油圧	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。			
			圧縮機吐出し圧力	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。			
			吸気温度	—	E	(E)	室温とほぼ同じであること。			
			始動回数計	—	—	M	始動時にカウントすること。			
			運転時間計	—	—	M	運転時間に正確に追隨していること。			
			燃料消費量	—	—	M	燃料消費量が増大していないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

3 主ポンプ設備駆動設備  
3-3 主原動機（電動機）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		電動機全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
電動機	致	電動機本体	絶縁抵抗	—	—	M	基準値以上であること。			盤で測定
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
			電流値	—	M	(M)	基準値以下であること。 各相の不均衡がないこと。		○	
			電圧	—	M	(M)	規定定格値付近であること。		○	
	致	軸受	温度	—	M	(M)	基準値以下の温度であること。			
			振動（速度）	—	H	(M)	異常な振動がないこと。			
			油量	E	E	E	指定の油面であること。 漏れがないこと。			
	致	ブラシ	摩耗	E	E	E	規定寸法以上に摩耗してないこと。			
			押しバネの状態	—	—	H	正常に動作すること。			
			火花の状況	—	E	(E)	火花の発生がないこと。			
	スリップリング	摩耗	摩耗	E	E	E	異常な摩耗、荒れがないこと。 集電環が規定寸法以上ある			
			荒れ	E	E	E	異常な荒れがないこと。			
			汚れ	E	E	C	著しい汚れはないか			
	始動抵抗器・制御器		始動抵抗器・制御器	損傷	—	—	E	損傷、変形等がないこと。		
動作				—	E	(E)	正常に動作すること。			
電解液量				E	E	E	規定範囲内にあること。			
液温スイッチの動作				—	—	D	正常に動作すること。			液体抵抗器の場合
液面レベルスイッチの動作				—	—	D	正常に動作すること。			液体抵抗器の場合

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

3 主ポンプ設備駆動設備  
3-4 動力伝達装置（減速機（水冷））

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ） 書きは運転時実施）						
X	交換	C	清掃	W	E	目視
A	調整	M	測定	T	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—		点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検							
				月点検	管理運転点検	年点検					
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
潤滑油系統		オイルシール	漏れ	—	E	E	油漏れがないこと。				
			潤滑油	量（質）	E	E	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
				圧力	—	M	(M)	規定範囲内であること。			
		潤滑油ポンプ	温度	—	M	(M)	規定値以内であること。		○		
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
		本体	—	—	E, H	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。					
潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	異物の混入、目詰まりがないこと。						
	配管	漏れ	E	E	(E)	フランジ継手部から油漏れがないこと。					
冷却水系統		冷却水	圧力	—	E	(E)	規定範囲内であること。				
			フローサイト	—	—	C	目視できること。 フラップの動きが正常であること。				
		潤滑油冷却器	漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	規定範囲内であること。				
			ドレン抜き	—	—	A	水分が混入していないこと。			漏水の確認	
		配管	漏れ	E	E	(E)	フランジ継手部から水漏れがないこと。				
減速機本体	据付部	架台	E	E	E	変形がないこと。					
		基礎ボルト、ナット	—	—	H	緩みがないこと。					
		振動	—	M	(M)	異常な振動がないこと。					
	歯車箱	本体損傷	E	E	E	変形等異常がないこと。					
	軸受	温度	—	M	(M)	規定値以下の温度であること。					
振動（速度）		—	M	(M)	異常な振動がないこと。		○				
多板クラッチ	軸受	温度	—	M	(M)	規定値以下の温度であること。					
		振動（速度）	—	M	(M)	異常な振動がないこと。					
多板クラッチ	致	作動油ポンプ	本体	—	—	E, H	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
			圧力	—	E	(E)	規定範囲内であること。				
			配管	E	E	(E)	油漏れがないこと。				
軸継手	致	軸継手	摩耗	—	—	E	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。				
			締め具合	—	—	H	ボルト、ナットの緩みがないこと。				
計装機器	致	センサ類（温度、圧力、流れ）	油圧スイッチ作動	—	E	(E), D	油圧に応じスイッチの動作が正常であること。				
			油温スイッチ作動	—	E	(E), D	油温上昇に応じスイッチの動作が正常であること。				
			フロースイッチ作動	—	E	(E), D	流れに応じスイッチの動作が正常であること。				
	ゲージ類（温度、圧力、流れ）	温度計指示	—	—	E	停止状態でほぼ室温を示すこと。					
		温度計配管	—	—	E, H	亀裂や緩みがないこと。					
圧力計指示	—	E	(E)	指示値が正常なこと。							
圧力計零指針	E	E	E	零点が正しく表示されること。							

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

3 主ポンプ設備駆動設備  
3-5 動力伝達装置（減速機（空冷））

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）						
X	交換	C	清掃	W	E	目視
A	調整	M	測定	T	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—		点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検							
				月点検	管理運転点検	年点検					
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
潤滑油系統		オイルシール	漏れ	—	E	(E)	油漏れがないこと。				
			潤滑油	量（質）	E	E	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
				圧力	—	M	(M)	規定範囲内であること。			
		温度	—	M	(M)	規定値以内であること。		○			
		潤滑油ポンプ	異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
本体	—		—	E, H	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。						
潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	異物の混入、目詰まりがないこと。						
致	配管	漏れ	E	E	(E)	フランジ継手部から油漏れがないこと。					
減速機本体	据付部	架台	基礎ボルト、ナット	—	—	H	緩みがないこと。				
			振動	—	M	(M)	異常な振動がないこと。				
			歯車箱	本体損傷	E	E	E	変形等異常がないこと。			
	軸受	温度	—	M	(M)	規定値以下の温度であること。					
振動（速度）		—	M	(M)	異常な振動がないこと。		○				
多板クラッチ	軸受	温度	—	M	(M)	規定値以下の温度であること。					
		振動（速度）	—	M	(M)	異常な振動がないこと。					
	クラッチ	作動	—	D	(D)	動作に異常がないこと。 スベリ等の異常のないこと。					
	作動油ポンプ	本体	—	—	E, H	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。					
異常音		—	S	(S)	異常音がないこと。						
圧力		—	E	(E)	規定範囲内であること。						
配管	漏れ	E	E	(E)	油漏れがないこと。						
軸継手	軸継手	摩耗	—	—	E	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。					
		締め具合	—	—	H	ボルト、ナットの緩みがないこと。					
計装機器	致	センサ類（温度、圧力、流れ）	油圧スイッチ作動	—	E	(E), D	油圧に応じスイッチの動作が正常であること。				
			油温スイッチ作動	—	E	(E), D	油温上昇に応じスイッチの動作が正常であること。				
			フロースイッチ作動	—	E	(E), D	流れに応じスイッチの動作が正常であること。				
	ゲージ類（温度、圧力、流れ）	温度計指示	—	—	E	停止状態でほぼ室温を示すこと。					
		温度計配管	—	—	E	亀裂や緩みがないこと。					
		圧力計指示	—	E	(E)	指示値が正常なこと。					
圧力計零指針	E	E	E	零点が正しく表示されること。							
ファン	致	ファン	異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
ラジエータ	致	本体	腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。				
			漏れ	E	E	E	漏れがないこと。				
致	ファン	異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

3 主ポンプ設備駆動設備  
3-6 動力伝達装置（流体継手）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	E	目視	
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—		点検対象外	

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		流体継手全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
作動油・潤滑油系統	致	オイルシール	漏れ	—	E	(E)	油漏れがないこと。				
			作動油	量（質）	E	E	E	指定の油面であること。 漏れがないこと。			
				圧力	—	M	(M)	規定範囲内であること。			
		温度	—	E	(E)	規定値以下の温度であること。					
		作動油ポンプ	振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
			圧力	—	M	(M)	規定範囲内であること。				
		配管漏れ	—	—	E, H	漏れがないこと。					
油濾過器	内部清掃	—	—	C	異物の混入、目詰まりがないこと。						
配管	漏れ	E	E	(E)	フランジ継手部から油。漏れがないこと。						
充排切替弁	作動	—	E	(E)	作動が正常であること。						
冷却水系統	致	冷却水	圧力	—	E	(E)	規定範囲内であること。				
			フローサイト	—	—	C	目視できること。 フラップの動きが正常であること。				
			温度	—	M	(M)	規定範囲内であること。				
	致	油冷却器	漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	規定範囲内であること。				
			ドレン抜き	—	—	A	水分が混入していないこと。				
致	配管	漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。					
流体継手本体	致	据付部	基礎ボルト、ナット、架台	E	E	E	緩み、変形がないこと。				
			軸受	温度	—	M	(M)	規定値以下の温度であること。			
				振動（速度）	—	M	(M)	異常な振動がないこと。		○	
軸継手	致	軸継手	摩耗	—	—	E	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。				
			締め具合	—	—	H	緩みがないこと。				
計装機器	致	センサ類（温度、圧力、流れ）	油圧スイッチ作動	—	E	(E), D	油圧に応じスイッチの動作が正常であること。				
			油温スイッチ作動	—	E, D	(E), D	油温上昇に応じスイッチの動作が正常であること。				
			フロースイッチ作動	—	E	(E), D	流れに応じスイッチの動作が正常であること。				
	ゲージ類（温度、圧力、流れ）	温度計指示	—	—	E	停止状態でほぼ室温を示すこと。					
		温度計配管	—	—	E	亀裂や緩みがないこと。					
		圧力計指示	—	E	(E)	指示値が正常なこと。					
圧力計零指針	E	E	E	零点が正しく表示されること。							



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

4 系統機器設備  
4-1 燃料系統

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
燃料貯油槽（地下タンク）	致	本体上部スラブ	亀裂	—	—	E	有害な亀裂がないこと。			
			崩没	—	—	E	有害な崩没がないこと。			
			不等沈下	—	—	E	有害な不等沈下がないこと。			
	致	タンク本体	漏洩の有無	—	—	E	漏れがないこと。			
			通気管	位置固定の良否	—	—	E	緩みがないこと。		
	致	通気管	腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
			損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
			引火防止網の脱落	—	—	E	脱落がないこと。			
			目づまり	—	—	E	目詰まりがないこと。			
			計量口	蓋の閉鎖状況	—	—	E	しっかりと閉まること。		
	致	油面計	変形	—	—	E	著しい変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
			指示状況	E	E	E	指示値が正常なこと。			
			油量（漏れ）	E	E	E	漏れがないこと。			
	致	漏洩検知管	変形	—	—	E	変形による漏れがないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷による漏れがないこと。			
	致	注入口	蓋の開閉状況	—	—	E	しっかりと閉まること。			
			損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
	致	注入口ビット	損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
			亀裂	—	—	E	著しい亀裂がないこと。			
			滞油、滞水	—	—	E	滞油、滞水がないこと。			
			土砂等の堆積	—	—	E	有害な堆積がないこと。			
			油種別表示の有無	—	—	E	表示がなされていること。			
	致	配管	漏洩の有無	—	—	E	漏れがないこと。			
			損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
			塗装状況	—	—	E	剥離や劣化がないこと。			
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
固定の適否			—	—	E	緩みがないこと。				
致	配管用点検ボックス	損傷	—	—	E	損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
				目視点検						
燃料貯油槽 (地下タンク)	致	配管用バルブ	漏れ	-	-	E	漏れがないこと。			
			損傷	-	-	E	著しい損傷がないこと。			
			開閉機能の適否	-	-	D	開閉がスムーズにできること。			
	配管用電気防食設備	端子箱の損傷	-	-	E	著しい損傷がないこと。				
		土砂の堆積	-	-	E	有害な堆積がないこと。				
		端子の緩み	-	-	E	緩みがないこと。				
	接地	損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		結合部の緩み	-	-	E	緩みがないこと。				
		接地抵抗値の適否	-	-	M	基準値以下であること。				
	標識表示板	記載事項の適否	-	-	E	適正であること。				
		損傷	-	-	E	著しい損傷がないこと。				
		汚れ	-	-	E	著しい汚れがないこと。				
	消火器	位置	-	-	E	適正であること。				
		設置数	-	-	E	適正であること。				
		外観的機能の適否	-	-	E	適正であること。				
燃料小出槽	致	本体	ドレン抜き	-	-	A	水分が混入していないこと。			
			漏れ	E	E	E	漏れがないこと。			
			腐食	-	-	E	著しい腐食がないこと。			
			油量	E	E	E	油面計により確認し、異常に下がっていないこと。			
			塗装	-	-	E	腐食及び劣化がないこと。			
	致	油面計	取付部の緩み	-	-	H	緩みがないこと。			
			損傷	-	-	E	著しい損傷がないこと。			
			指示状況	E	E	E	指示値が正常なこと。			
	致	配管・弁	漏れ	-	-	E	漏れがないこと。			
			腐食	-	-	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	-	-	E	著しい劣化がないこと。			
			塗装	-	-	E	腐食及び劣化がないこと。			
	燃料移送ポンプ	ポンプ・電動機 (軸継手、接地を含む)	全般	-	E	E	汚れ・傷・腐食等がないこと。 異常な摩耗や損傷がないこと。			
			漏れ	-	E	E	漏れがないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常な振動がないこと。			
異常音			-	S	(S)	異常音がないこと。				
軸受温度			-	-	(H)	異常な温度上昇がないこと。				
電流			-	M	(M)	定格電流値以内であること。				
電圧			-	M	(M)	定格電圧付近であること。				
圧力計			-	E	(E)	指示値が正常なこと。				
吐出し量			-	-	E	規定量であること。				
吐出し圧力			-	-	(M)	規定圧力であること。				
回転の滑らかさ			-	H	H	軽く回転し、固かったりムラがないこと。				
固定ボルトの腐食及び緩み			-	-	E	緩み、腐食、損傷等がないこと。				
絶縁抵抗			-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定	
腐食			-	-	E	著しい腐食がないこと。				
塗装			-	-	E	腐食及び劣化がないこと。				
ポンプ・電動機 (軸継手、接地を含む)		軸継手締り具合	-	-	H	ボルト、ナットの緩みがないこと。				
		軸継手カップリングゴムの摩耗	-	-	E	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。				
		接地線の断線有無	-	-	E	断線していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装 置の 特 性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管 理 運 転 点 検					
				目 視 点 検						
燃料 移送 ポン プ	ポンプ・電動機 (軸継手、接地を含む)	接地取付部の緩み等の有無	-	-	H	緩みがないこと。				
		接地抵抗	-	-	M	基準値以下であること。				
	囲い 床 ためます 油分離槽	損傷、亀裂	-	-	E	損傷、亀裂がないこと。				
		滞水、滞油	-	-	E	滞油、滞水がないこと。				
		土砂の堆積	-	-	E	有害な堆積がないこと。				
	建築及び附属設備	屋根・壁・床・防火戸等損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
換気・排出設備の損傷 機能の適否		-	-	(E)	損傷がないこと。					
そ の 他	防油堤	損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		滞水、滞油	-	-	E	滞油、滞水がないこと。				
		土砂の堆積	-	-	E	有害な堆積がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

4 系統機器設備  
4-2 冷却水系統

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般		冷却水系統全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
クーラ	致	全般	異物のつまり	—	—	E	内部につまりがないこと。			
			漏れ	—	E	(E)	冷却水が減少しないこと。 冷却水管に漏れのないこと。			
クーリングタワー	致	本体	汚れ	—	—	C	—			
			ボルトタッパの損傷	—	—	D	開閉・止水を確認し異常がないこと。 緩み、摩耗がないか確認する。			
	致	配管・弁	漏れ	—	—	E	漏れがないこと。			
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	—	—	E	著しい劣化がないこと。			
	致	電動機	異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定
振動			—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
水槽類	致	本体	塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	—	—	E	著しい劣化がないこと。			
			ドレン抜き	—	—	A	水の汚れ、異物が混入していないこと。			
	致	液面計	取付部の緩み	—	—	H	緩みがないこと。			
			損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
			汚れ	—	—	C	—			
			指示状況	E	E	E	指示値が正常なこと。			
水中ポンプ	致	ポンプ・電動機	絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定
			電流	—	M	(M)	定格電流値以内であること。			
			電圧	—	M	(M)	定格電圧付近であること。			
			吐出し圧力	—	—	(M)	規定圧力であること。			○
			締切圧力	—	—	(E)	過去の値と著しい変化がないこと。			
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
	致	配管・弁	漏れ	—	—	E	漏れがないこと。			
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	—	—	E	著しい劣化がないこと。			
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
			その他	吸込水槽水位の確認	E	E	E	運転可能な水位があること。		
立軸ポンプ	致	ポンプ・電動機 (軸継手を含む)	全般	E	E	E	汚れ・傷・損傷等がないこと。 異常な摩耗や損傷がないこと。			
			潤滑油量	E	E	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な温度上昇がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
目視点検										
立軸ポンプ	致	ポンプ・電動機 (軸継手を含む)	グラウンド温度	-	H	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			締切圧力	-	-	(E)	過去の値と著しい変化がないこと。			
			回転の滑らかさ	-	H	H	軽く回転し、固かったりムラがないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定
			電流	-	M	(M)	定格電流値以内であること。			
			電圧	-	M	(M)	定格電圧付近であること。			
			吐出し圧力	-	-	(M)	規定圧力であること。			○
			軸継手締り具合	-	-	H	ボルト・ナットの緩みがないこと。			
			軸継手カップリングゴムの摩耗	-	-	E	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。			
	致	配管・弁	漏れ	-	-	E	漏れがないこと。			
			腐食	-	-	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	-	-	E	著しい劣化がないこと。			
			塗装	-	-	E	腐食及び劣化がないこと。			
計器	圧力計	-	-	E	零点が正常なこと。					
その他	吸込水槽水位の確認	-	E	M	運転可能な水位であること。					
横軸ポンプ	致	ポンプ・電動機 (軸継手を含む)	全般	E	E	E	汚れ・傷・腐食等がないこと。 異常な摩耗や損傷がないこと。			
			潤滑油量	E	E	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
			振動	-	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			異常音	-	S	(S)	異常音がないこと。			
			軸受温度	-	H	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			グラウンド温度	-	H	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			締切圧力	-	-	(E)	過去の値と著しい変化がないこと。			
			回転の滑らかさ	-	H	H	軽く回転し、固かったりムラがないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			
			電流	-	M	(M)	定格電流値以内であること。			
			電圧	-	M	(M)	定格電圧付近であること。			
			吐出し圧力	-	-	(M)	規定圧力であること。			○
			軸継手締り具合	-	-	H	ボルト・ナットの緩みがないこと。			
			軸継手カップリングゴムの摩耗	-	-	E	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。			
	致	配管・弁	漏れ	-	-	E	漏れがないこと。			
			腐食	-	-	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	-	-	E	著しい劣化がないこと。			
			塗装	-	-	E	腐食及び劣化がないこと。			
	計器	圧力計	-	-	E	零点が正常なこと。				
		真空計	-	-	E	零点が正常なこと。				
	その他	吸込水槽水位	E	E	E	運転可能な水位であること。				
呼水状況		-	E	(E)	正常な運転ができること。					
オートストレーナ	致	本体	塗装	-	-	E	腐食及び劣化がないこと。			
			腐食	-	-	E	著しい腐食がないこと。 分解し異常がないこと。			
			作動	-	E	(E)	滑らかに作動すること。 規定差圧で作動すること。			
			汚れ	-	-	C	-			
	致	電動機	絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			
	致	逆洗弁	作動	-	E	(E)	正確に作動すること。			
			腐食	-	-	E	著しい腐食がないこと。			
		絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
 I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置・特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
電磁弁	致	本体	作動	—	E	(E)				正常に作動すること。 異常な温度上昇がないこと。
			腐食	—	—	E				著しい腐食がないこと。
電動弁	致	本体	作動	—	E	(E)				開閉時間に変化がなく滑らかに作動すること。
			腐食	—	—	E				著しい腐食がないこと。
			絶縁抵抗	—	—	M				基準値以下に低下していないこと。

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

4 系統機器設備  
4-3 始動空気系統

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		始動空気系統全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
空気圧縮機	致	圧縮機・電動機 (エンジンを含む)	全般	E	E	E	汚れ・傷・腐食・油漏れ、異常な摩耗や損傷がないこと。				
			潤滑油量	E	E	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			2年毎に交換する。	
			冷却水	E	E	E	規定量であること。				
			フィルタ	—	—	C	—				
			Vベルト	—	—	A	緩んでいないこと。				
			アンロード弁	—	D	A	運転停止での開閉動作を確認し、異常のないこと。				
			安全弁	—	—	D	手動にて正常に作動（吹き出）すること。				
			振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
			圧力	—	E	(E)	規定圧に達していること。				
			充填時間	—	—	M	空気槽圧力が規定圧になるまでの時間を計測し、過去の値と変化していないこと。				
			自動ON-OFF圧力スイッチ	—	—	E	空気圧を変化させ圧力スイッチが正常に作動すること。				
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定	
致		計器	圧力計	—	—	E	零点や指示値が正常なこと。				
			配管・弁	漏れ	—	—	E	漏れがないこと。			
				腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
				劣化	—	—	E	著しい劣化がないこと。			
塗装	—	—		E	腐食及び劣化がないこと。						
始動空気槽	致	本体	漏れ	—	—	E	漏れがないこと。				
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。				
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。				
			ドレン抜き	—	A	A	水分が溜まっていないこと。				
			損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。				
			ふたの締付けボルト	—	—	H	緩みがないこと。				
	致		計器	圧力計	E	E	E	零点や指示値が正常なこと。			
				圧力スイッチ	—	E	(M)	圧力に応じ正常に作動すること。			
			配管・弁	漏れ	—	—	E	漏れがないこと。			
				損傷	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。				
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

4 系統機器設備  
4-4 満水系統

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ） 書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	E	目視	
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般		満水系統全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
真空ポンプ	致	ポンプ・電動機（軸継手を含む）	全般	E	E	E	汚れ・傷・腐食等がないこと。 異常な摩耗や損傷がないこと。			
			潤滑油量	E	E	E	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
			振動	—	H	H	異常な振動がないこと。			
			異常音	—	S	S	異常音がないこと。			
			電流	—	M	(M)	定格電流値以内であること。			
			電圧	—	M	(M)	定格電圧付近であること。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			グランド温度	—	H	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			最大真空度	—	—	E	規定の最高真空度が得られること。			
			回転の滑らかさ	—	H	H	手回しで滑らかなこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定
			真空計	—	—	E	指示値が正常なこと。			
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
			軸継手締り具合	—	—	H	ボルト・ナットの緩みがないこと。			
			軸継手カップリングゴムの摩耗	—	—	E	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。			
致		配管・弁	漏れ	—	—	E	漏れがないこと。			
			腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
			劣化	—	—	E	著しい劣化がないこと。			
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
電磁弁	致	本体	作動	—	E	E	正常に作動すること。 異常な温度上昇がないこと。			
補給水槽	致	本体	水位	E	E	E	規定量あること。			
			ボールタップの動作、損傷	—	—	D	開閉・止水を確認し異常がないこと。 緩み・摩耗がないこと。			
			ボールタップの汚れ	—	—	C	—			
			水槽の腐食	—	—	E	著しい腐食がないこと。			
			塗装	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
運転状況		満水状況	満水時間	—	M	(M)	過去の満水時間と著しい変化がないこと。			



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-1 自家発電設備 (自家発電機盤)

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性  
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		自家発電機盤全般	動作確認	-	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	-	-	E	塗装の剥離や劣化がないこと。			
致		盤面	発錆、汚れ	-	-	E	発錆、汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	-	-	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できることであること。 施錠、解錠が容易であること。 換気ろフィルタに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物、変色	E	E	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
			温度、湿度	-	-	(M)	盤内の温度、湿度が基準値以下であること。			
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	-	-	M	基準値以下であること。			
		盤内器具	取付状態	-	-	E	盤内器具の取付、管体に緩みがないこと。			
			配線状態	-	-	E	汚れがないこと。 亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 加熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	-	-	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 加熱による変色がないこと。 絶縁部の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	-	-	E	脱落、読取不良のないこと。			
致		操作スイッチ	動作確認	-	H	(H)	動作不良、誤操作がないこと。			
			取付状態、汚れ	-	-	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認 (零点及び指示)	-	E	E	零点及び指示計値が正常であること。			調整は2年毎に実施する。
	表示器・表示灯	点灯状態	-	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。				
		取付状態、汚れ	-	-	E	取付、接続部に緩みがないこと。				
致		保護装置	保護リレーの動作	-	-	D	設定値での動作が正常であること。			動作確認は2年毎に実施する。
			警報装置の異常	-	E	E	保護リレー、センサの動作で正常に動作すること。			
			センサの動作	-	-	D	温度、圧力、速度、フローズスイッチ等の保護センサが正常に動作すること。			
致		遮断器	遮断器の汚れ、発錆	E	E	E	発錆、汚れがないこと。			
			碍子ひび割れ (外部)	E	E	E	ひび割れがないこと。			
			遮断器の油洩れ (外部)	E	E	E	油漏れがないこと。			油入りの場合
			接触子の接触面状態	-	-	E	真空式の場合は、閉路状態のワイプばね部のマークで判定する。 気中又は油入式の場合は、接触面に荒れがないこと。			
			油量、油の汚れ	-	-	E	規定油量であること。油が変色していないこと。			油入りの場合
			遮断動作速度	-	-	M	投入・開極時間及び三相不揃い時間を測定し、規定値以内のこと。			測定は3年毎に実施する。
致		配線・漏電用遮断器	開閉動作	-	-	(D)	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月点検 目視 点検	管理運 転点検					
自家発電機盤	致	計器用変成器	発錆、汚れ	—	—	E	発錆、汚れがないこと。			
			過熱	—	H	H	加熱による変色がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
	致	AVR	設定器・リレー等接触部の確認	—	—	(D)	接触部に異常がないこと。			
		全般	動作試験	—	D	(D)	管理運転を行い、渋滞・誤動作がないこと。 電圧、周波数、電流、電力等の値が正常なこと。 連動、単独操作を行い、渋滞・誤操作がないこと。 上記以外の故障信号等は、模擬入力し正しく動作すること。 電圧、周波数、電流、電力等の値が正常なこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-2 自家発電設備 (ディーゼル機関)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般		ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
機関本体	致	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	緩み、損傷がないこと。			
		シリンダヘッド	タペットの間隙	—	—	A	タペットの間隙			ピストン圧縮・TOPでチェック
		クランク室	ボルトの緩み	—	—	T	緩みがないこと。			
	デフレクション		—	—	M	計測値がメーカーの規定値以内であること。		○		
	クランクシャフトの固着 (ターニング)		—	D	—	引っかかりがないこと。			(歯車、軸受含む)	
	致	過給機	フィルタの状況	—	—	E	異物がないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音が発生していないこと。			
			油量	E	E	E	油量が適切であること。			油ダメ付のみ 2年毎に交換
			入口温度	—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。		○	
	致	外部軸受	油量	E	E	E	油量が適切であること。			(フライホイール含む)
			振動 (速度)	—	M	(M)	異常な振動が発生していないこと。			
温度			—	H	(H)	異常な温度になっていないこと。				
致	遠心クラッチ	動作確認	—	E	(E)	正常に動作すること。				
		油量	E	E	E	油量が適切であること。			給油式の場合	
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			(潤滑油系統含む)
			作動	—	S	(S)	正常に作動すること。			
			配管漏れ	E	E	E	漏れがないこと。			
	致	初期潤滑油ポンプ	作動	—	S	(S)	正常に作動すること。			(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	漏れがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	絶縁劣化していないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
	致	機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	油量が適切であること。			油交換時はタンク内清掃のこと。2年毎に交換
			潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	異物がないこと。		
	致	潤滑油冷却器	漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	消耗していないこと。			
			ドレン	—	—	A	ドレン排出			漏水の確認
	潤滑油	温度	—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。		○		
		圧力	—	M	(M)	圧力が正常であること。				
		性状分析	—	—	M	性状分析				
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	引っかかりがないこと。			(空気混入、タペット、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	—	—	A	気泡がないこと。			
			漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
			油量	E	E	E	油量が適切であること。			油ダメ付のみ、2年毎に交換

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置 の 特 性 ・ 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管 理 運 転 点 検					
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	異物混入	—	—	E	異物がないこと。			
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	緩みがないこと。			
			噴射時期	—	—	M	噴射時期が適切であること。			
		燃料濾過器	内部清掃	—	—	C	水分、異物がないこと。		水分チェック	
			エア抜き	—	—	A	気泡がないこと。			
			エレメント	—	—	E	異物がないこと。		付着物点検、ペーパータイプは2年毎に交換	
	致	燃料弁	噴霧テスト	—	—	A	噴霧テスト		噴口語り、後タレチェック	
			漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。			
	致	高圧管	管内エア抜き	—	—	A	気泡がないこと。			
			漏れ（亀裂）	—	E	(E)	漏れ（亀裂）がないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
		配管	腐食	—	—	E	腐食していないこと。			
漏れ			E	E	(E)	漏れがないこと。				
振動			—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。				
ドレン量			—	—	E	ドレン排出		多ければ測定		
冷却水系統	致	内部冷却水ポンプ	振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
			配管漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
			配管振動	—	H	(H)	異常な振動が発生していないこと。			
			バルブ開閉	—	—	E	開閉できること。			
			空気抜き	E	E	(E)	空気抜き			
空気始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁	作動	—	E	(E)	正常に作動していること。			
			漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。			
			配管劣化	—	—	E	劣化していないこと。			
			配管漏れ	—	E	E	漏れがないこと。			
			配管腐食	—	—	E	腐食していないこと。			
	致	電磁弁・減圧弁	作動	—	E	(E)	正常に作動していること。		30k用電磁弁は年点検で分解	
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。			
			エア漏れ	—	E	E	漏れがないこと。			
	致	始動弁	エア漏れ	—	H	(H)	漏れがないこと。		始動15分後接続配管にて	
			作動確認	—	—	W	正常に作動していること。		機関装着後弁棒動き確認	
TPO始動（エアラン）			—	—	D	TPO始動（エアラン）		全シリンダ		
致	停止用エアピストン	作動	—	D	W	正常に作動していること。				
		空気漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
電気始動系	致	セルモータ	ブラシの状態	—	—	E	ブラシの状態確認			
			作動	—	E	(E)	正常に作動していること。			
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。			
		予熱栓	作動	—	E	(E)	正常に作動していること。		付属の場合	
			劣化	—	E	E	劣化していないこと。		付属の場合	
	致	電磁スイッチ	作動	—	E	(E)	正常に作動していること。		(ケーブル、切替開閉器、操作開閉器、補助継電器、限時継電器、制御電源、配線用遮断器を含む)	
致	停止ソレノイド	作動	—	D	(D)	正常に作動していること。				
		劣化	—	—	E	劣化していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			油温スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			油圧スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			フロースイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
			速度スイッチ作動	—	E	D	正常に作動していること。				
	ゲージ類 (温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		潤滑油温度計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		排気温度計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。				バラツキチェック	
		冷却水圧力計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		冷却水圧力計の零指針	E	E	E	指示値が適切であること。					
		潤滑油圧力計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。					
		潤滑油圧力計の零指針	E	E	E	指示値が適切であること。					
		回転計指示	—	E	(E)	指示値が適切であること。				変動チェック	
消音器・排気管	致	消音器	腐食	—	—	E	腐食していないこと。				
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			ドレン抜き	—	—	A	ドレン排出				
	致	排気管	腐食	—	—	E	腐食していないこと。				
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			排気口の閉塞	—	—	E	閉塞していないこと。				
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	水量が減っていないこと。				
			漏れ	—	E	E	漏れがないこと。				
			キャップ耐圧	—	E	(E)	キャップが閉まっていること。				圧力キャップの場合
			劣化	—	—	E	劣化していないこと。				
			ホース劣化	—	—	H	劣化していないこと。				
			ファンベルト	E	E	E	傷、緩みがないこと。				ベルト駆動の場合
	致	清水冷却器	漏れ	—	E	(E)	漏れがないこと。				
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	消耗していないこと。				
	致	空気冷却器	ドレン	—	E	(E)	ドレン排出				
	運転状況	運転状況	異常音	—	S	(S)	異常音がしていないこと。				
			排気色	—	E	(E)	排気色の確認				
			ミストの状況	—	E	(E)	ミスト量の確認				
給気管ドレン抜き			—	A	(A)	ドレン状況の確認					
給気圧力			—	M	(M)	給気圧力に異常のないこと。					
冷却水管エア抜き			—	A	(A)	エア溜まりがないか。					
冷却水温度			—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。			○		
過給機停止所要時間			—	—	(M)	過給機停止所要時間計測					
各気筒排気温度			—	M	(M)	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。			○		
排気温度			—	M	(M)	異常な温度上昇がないこと。					
発熱			—	—	(H)	異常な発熱がないこと。				各ポンプ軸受部、クランクケース等	
ラック目盛			—	E	(E)	指示値が正常であること。				全シリンダ	
回転速度			—	M	(M)	規定値付近であること。					

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	目 視 点 検					
運 転 状 況	運転状況	始動時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
		停止時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
	保護回路による機関の停止確認	断水	—	—	D	点検、テスト調整				
		冷却水温	—	—	D	点検、テスト調整				
		潤滑油圧	—	—	D	点検、テスト調整				
		過速度	—	—	D	点検、テスト調整			単独運転にて	
	運転後の確認	潤滑油プライミングポンプ運転	—	E	E	プライミング状況の確認				
		ターニングによる燃料ガスの排出	—	A	A	ターニングによる燃料ガスの排出			2回転またはエアラン運転後	
		クランクケース内軸受	—	—	H	異常な発熱がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-3 自家発電設備 (ガスタービン)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般		ガスタービン全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	-	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	-	-	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
エンクロージャ・台数	致	エンクロージャ及び外観	表示灯の点灯	E	E	E	正常に点灯すること。			
			給気取入口の閉塞有無	E	E	E	閉塞していないこと。 また、異物のないこと。			
			機器配管の異常な変形	E	E	E	変形・損傷がないこと。 運転に支障がないこと。			
			発錆	E	E	E	錆のないこと。			
			燃料漏れ	E	E	E	燃料漏れのないこと。			
			潤滑油漏れ	E	E	E	潤滑油漏れのないこと。			
			主要機器ボルト緩み	-	-	H	緩みのないこと。			
		台板	締まり具合、損傷	E	E	E	緩み、損傷がないこと。			
ガスタービン本体	致	燃焼器部	ライナ汚れ、変形、割れ	-	-	E	異常な変形、割れ、汚れのないこと。			
			出口ダクト変形、割れ	-	-	E	異常な変形、割れのないこと。			
			燃料ノズル変形、汚れ、詰り	-	-	C	-			
致	排気ケーシング部	ケース割れ、変形	-	-	E	異常な割れ、変形のないこと。				
		補助減速機部	ケース割れ、変形	-	-	E	異常な割れ、変形のないこと。			
軸継手	致	軸継手	ボルト緩みの有無	-	-	H	緩みがないこと。			
			ゴム劣化	-	-	E	異常な劣化(亀裂・変形)がないこと。			
			ゴム汚れ	-	-	E	異常な汚れがないこと。			
	致	キヤCPパネ、またはダイヤフラムCP	グリス量、漏れ	E	E	E	漏れのないこと。			
			締まり具合	-	-	T	緩みがないこと。			
			摩耗	-	-	E	異常な摩耗のないこと。			
変形、クラック	-	-	E	異常な変形、クラックのないこと。						
電気始動装置	致	セルモータ	作動	-	E	(E)	作動が正常で発熱のないこと。			
			ブラシの状態	-	-	E	異常摩耗がないこと。			
空気始動装置	致	セルモータ電磁スイッチ	作動	-	D	D	作動が正常であること。			
			エアモータ	作動	-	D	D	作動が正常であること。		
	致	オイル(エアモータ自動給油用)	保油量	E	E	E	指定油面であること。			
			注油状況	-	E	(E)	確実に注油されること。			
	致	起動弁ユニット	作動	-	E	(E)	作動が正常であること。			
			フィルタの汚れ	-	-	C	-			
			ダイヤフラム	-	-	D	作動が正常であること。			
	致	配管	腐食	-	-	E	異常な腐食のないこと。			
漏れ			-	E	(E)	空気漏れがないこと。				
油圧始動装置	致	作動油タンク	湯量	E	E	E	既定の油面であること。			
		作動油フィルタ	エレメントの汚れ	-	-	E	汚れがひどくないこと。			
		作動油	性状分析	-	-	M	分析の結果、異常のないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置・特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検		年点検				
				目視点検	管理運転点検					
油圧始動装置	致	作動油ポンプ・モータ	発熱	—	—	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			軸受温度	—	—	H	異常な温度上昇がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
	致	油圧モータ	軸受注油	—	—	E	規定量あること。			
	致	配管・付属品	漏れ	E	E	E	漏れないこと。			
ガスタービン制御盤	致	制御装置	機能確認	—	E	(E)	変形・損傷がないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。		弱電機器は絶縁チェック禁止のものがあるので注意	
	致	盤	作動確認	—	E	(E)	確実に作動すること。			
			警報、故障の確認	—	—	E	実動作させ警報・故障がでること。			
			表示灯の確認	E	E	(E)	表示灯の球切れがないこと。			
			指示計の確認	—	E	A	指示計が正確に表示されること。			
			接地抵抗	—	—	M	基準以下であること。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。		弱電機器は絶縁チェック禁止のものがあるので注意	
	致	バックアップ制御装置	作動確認	—	—	E	連動、単独操作を行い、渋滞・誤動作がないこと。			
			警報、故障の確認	—	—	E	故障時に正しく動作すること。			
			表示灯の確認	—	—	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			指示計の確認	—	—	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準以下であること。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
	致	保護回路 (機関停止確認)	潤滑油圧低下	—	—	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			潤滑油温度高	—	—	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			排気温度高	—	—	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			始動渋滞	—	—	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			過速度	—	—	D	模擬信号により確実に動作すること。			
			非常停止	—	—	D	確実に動作すること。			
潤滑油系統	致	潤滑油ポンプ	発熱	—	—	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			オイルシール漏れ	—	E	(E)	潤滑油漏れがないこと。			
			振動	—	—	(H)	異常な振動がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
			配管漏れ	E	E	(E)	漏れないこと。			
	致	初期潤滑油ポンプ	発熱	—	—	(H)	異常な温度上昇がないこと。		立軸ガスタービン	
			オイルシール漏れ	—	E	(E)	異常な漏れのないこと。		立軸ガスタービン	
			振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。		立軸ガスタービン	
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。		立軸ガスタービン	
			配管漏れ	E	E	(E)	漏れないこと。		立軸ガスタービン	
	致	潤滑油濾過器	エレメント汚れ	—	—	E	目づまり、破損のないこと。			
	致	潤滑油冷却器	汚れ	—	—	C	汚れがないこと。			
	致	調整弁	漏れ	E	E	E	異常な潤滑油漏れがないこと。			
			保持圧力の確認	—	—	E	規定値内であること。			
			クレーファン (バクージェファン)	汚れ	—	—	E	汚れがないこと。		
致	潤滑油	振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
		性状分析	—	—	M	分析結果に異常がないこと。				
燃料系統	致	燃料制御装置(弁)	レバー等の動き	—	—	H	軽く動きネジの緩み等がないこと。			
			漏れ	E	E	E	燃料漏れがないこと。			
	致	燃料ポンプ	発熱	—	—	(H)	異常な温度上昇がないこと。			
			オイルシール漏れ	—	E	(E)	異常な燃料漏れがないこと。			
致	燃料ポンプ	振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検		年点検				
				目視点検	管理運転点検					
燃料系統	致	電磁弁	作動	—	E	(E)	作動に異常がないこと。			
			漏れ	E	E	E	燃料漏れがないこと。			
	致	配管	腐食	—	—	E	腐食がないこと。			
			漏れ	E	E	(E)	燃料漏れがないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常振動がないこと。			
	致	燃料濾過器	エレメントの汚れ	—	—	E	目づまりや、破損がないこと。			
			燃料差圧	—	E	(E)	規定値内であること。			
	致	高圧フィルタ	エレメントの汚れ	—	—	E	目づまりや、破損がないこと。			
			点火栓	スパークの確認	—	—	D	スパークが正常であること。		
	致	エキサイタ	清掃	—	—	C	—			
スパークの確認			—	—	D	スパークが正常であること。				
致	燃料配管ヒータ	作動確認	—	H	H	正常に作動すること。				
		エアアシスト圧縮機	作動	—	E	(E)	正常に作動すること。			
		振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、回転)	潤滑油圧力スイッチ作動	—	E	D	油圧に応じスイッチの作動が正常なこと。			
			潤滑油温度センサ作動	—	—	E	油温上昇に応じセンサの作動が正常なこと。			
			潤滑油温度スイッチ作動	—	—	D	作動値が正常であること。			
			回転速度ピックアップ抵抗測定	—	—	M	異常ないこと。			
			吸込フィルタ差圧計確認	—	—	M	測定値が規定値内であること。			
			速度変換器特性計測	—	—	D	模擬入力を入れ変換値が規定値内であること。			
			温度変換器特性計測	—	—	D	模擬入力を入れ変換値が規定値内であること。			
	指示計	圧力計零指針	E	E	E	停止時、圧力計は零点近くに帰ること。				
			温度計指示	—	E	E	運転前、運転中の温度計指示が正常であること。			
			差圧計零指針	—	—	E	停止時、圧力計は零点近くに帰ること。			
回転速度指示計零指針			—	—	E	運転中の指示は正常なこと。 停止時零指示となっていること。				
吸気・排気系統	換気ファン	振動	—	E	(H)	異常な振動がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
	致	吸気フィルタ	エレメント汚れ	—	—	E	目づまりや、破損がないこと。			
			腐食	—	—	E	排気ダクトに閉塞や腐食による破損のないこと。			
			劣化 (変形、損傷) がないこと。	—	—	E	劣化 (変形、損傷) がないこと。			
	致	排気ダクト	漏れ	—	E	(E)	排気漏れがないこと。			
腐食			—	—	E	排気消音器に閉塞や腐食による破損のないこと。				
劣化 (変形、損傷) がないこと。			—	—	E	劣化 (変形、損傷) がないこと。				
致	排気消音器	漏れ	—	E	(E)	排気漏れがないこと。				
		排気温度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。		○		
運転状況	運転状況	振動 (速度)	—	M	(M)	異常な振動がないこと。				
		始動時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
		停止時間	—	M	(M)	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
		回転速度 (GT軸、出力軸)	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。				
		排気温度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。		○		
		潤滑油温度	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。				
		潤滑油圧	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。				
		圧縮機吐出し圧力	—	M	(M)	規定値の範囲内であること。				
		吸気温度	—	E	(E)	室温とほぼ同じであること。				
		始動回数計	—	—	M	始動時にカウントすること。				
		運転時間計	—	—	M	運転時間に正確に追隨していること。				
燃料消費量	—	—	M	燃料消費量が増大していないこと。						

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-4 自家発電設備（発電機）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		発電機全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
致	発電機本体	発電機本体	絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			盤にて測定	
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。				
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。				
			フレーム・ブラケット各部の変形、錆の有無	E	E	E	著しい変形や腐食がないこと。				
			カップリング・基礎締付ボルトの緩み	—	—	H	緩みがないこと。				
			保護カバー通風口の状態	E	E	E	変形や目詰まりがないこと。				
			塵埃、油等の付着の有無	E	E	E	著しい汚れがないこと。				
	センサ類		温度スイッチ	温度	—	—	D	温度上昇に応じ動作が正常なこと。			
				温度計等付属品の取付状態	—	—	E	緩みがないこと。			
	致	軸受	軸受	温度	—	H	(M)	異常な温度上昇がないこと。			
				振動（速度）	—	M	(M)	異常な振動がないこと。			○
				油量	E	E	E	指定の油面であること。油漏れがないこと。			
	致	ブラシ	ブラシ	摩耗	E	E	E	規定寸法以上に摩耗していないこと。			
				押しパネの状態	—	—	H	正常に動作すること。			
				火花の状況	—	E	E	火花の発生がないこと。			
スリップリング	スリップリング	スリップリング	摩耗	E	E	E	集電環が規定寸法以上、荒損していないこと。				
			荒れ	E	E	E	著しい荒れがないこと。				
			汚れ	E	E	C	著しい汚れがないこと。				
端子	端子	端子	口出線の劣化、汚れ、損傷の有無	—	—	E	著しい汚れや損傷がないこと。				
			端子箱・保護カバーの取付状態	—	—	H	緩みがないこと。				
			接続部・ケーブルヘッド絶縁処理の状態	—	—	E	著しい汚れや損傷がないこと。				
運転状況	運転状況	運転状況	電圧	—	M	(M)	定格電圧付近であること。				
			電流	—	M	(M)	定格電流値以内であること。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-5 受変電設備 (特高压受変電)

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		受変電設備全般	動作確認	-	D	D	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			塗装	-	-	E	塗装の剥離や劣化がないこと。				
致		引込ブッシング	汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			断路器 (特高)	接触部状態	E	E	E	荒れ、変形のないこと。			
				端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。			
				開閉操作	-	-	D	正常に動作すること。			
				接続部	-	-	H	緩みのないこと。			
受電部	致	遮断器 (特高)	端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	正常に点灯すること。				
			油量、油汚れ状態	E	E	E	油面が正常範囲にあること。 変色がないこと。			油入りの場合	
			開閉操作	-	-	D	正常に動作すること。				
			接続部	-	-	H	緩みのないこと。				
			絶縁抵抗	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。				
			遮断動作速度	-	-	M	規定値以下であること。			年点検のMは3年毎	
			開極・投入時の最小動作電流及び電圧	-	-	M	規定値以下であること。			年点検のMは3年毎	
			絶縁油耐圧	-	-	M	規定値以上であること。			油入りの場合 年点検のMは3年毎	
受電部		避雷器 (特高)	端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			接続部	-	-	H	緩みのないこと。				
			動作表示部	E	E	E	異常のないこと。			動作後交換	
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。				
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。				
受電部		ガス絶縁開閉装置	端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			ガス圧	E	E	E	規定値範囲内であること。				
			開閉操作	-	-	D	正常に動作すること。				
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。				
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。				
			遮断動作速度	-	-	M	規定値以下であること。			年点検のMは3年毎	
			開極・投入時の最小動作電流及び電圧	-	-	M	規定値以下であること。			年点検のMは3年毎	
			ガス充填部腐食劣化	-	-	E	異常のないこと。				
変電部		変圧器 (特高)	端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			油量、油汚れ状態	E	E	E	油面が正常範囲にあること。 変色がないこと。			油入りの場合	
			異常音、振動状態	-	S	S	異常音、異常振動がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
目視点検										
変電部	変圧器（特高）	絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。				
			接地抵抗	—	—	M	規定値以下であること。			
			乾燥剤劣化	E	E	E	劣化のないこと。			
			接続部	—	—	H	緩みのないこと。			
	計器用変成器（特高）	端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			油量、油汚れ状態	E	E	E	油面が正常範囲にあること。 変色がないこと。			油入りの場合
			接続部	—	—	H	緩みのないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	—	—	M	規定値以下であること。			
			鉄構	母線緩み状態	—	—	H	緩みのないこと。		
	圧縮空気発生装置（圧縮空気槽）	異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			—	E	E	圧力が規定値にあること。				
			—	A	A	異常にドレンがないこと。				
			—	E	E	零点が正しく表示されること。				
			—	—	E	異常な変形がないこと。				
			—	—	E	異常な変形がないこと。				
			—	—	E	異常な変形がないこと。				
			—	—	E	異常な変形がないこと。				
	電力用コンデンサ	端子汚れ、破損状態	E	E	E	汚れ、破損がないこと。				
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。			
			接続部	—	—	H	緩みのないこと。			
	変圧器二次盤	盤面の状態	—	—	E	異常な変形がないこと。				
			—	—	H	開閉できること。 施錠、開錠が容易であること。				
			—	—	E	零点が正しく表示されること。				
			E	E	(E)	正常に点灯すること。				
			—	—	E	汚れ、破損がないこと。 緩みのないこと。				
			E	E	E	緩みのないこと。				
			—	—	E	脱落がないこと。				
			—	—	E	緩みのないこと。				
			—	—	E	正常に動作すること。				
			—	—	H	緩みのないこと。				
			—	—	M	規定値以上であること。				
			—	—	M	規定値以下であること。				
—			—	D	正常に動作すること。			年点検のDは2年毎		
—			—	E	零点、指示値が正しく表示されること。			年点検のAは2年毎		
遮断器（高圧）			汚れ、発錆（外部）	E	E	E	汚れ、発錆がないこと。			
	E	E		E	破損のないこと。					
	E	E		E	漏れがないこと。					
	E	E		E	緩みのないこと。					
	—	—		E	荒れがないこと。					
	—	—		E	漏れがないこと。			油入りの場合		

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
変電部	致	遮断器（高圧）	付属装置の状態	—	—	E	異常がないこと。				
			遮断動作速度	—	—	M	規定値以下であること。			年点検のMは3年毎	
			開極・投入時の最小動作電流及び電圧	—	—	M	規定値以下であること。			年点検のMは3年毎	
			操作機構	—	—	D	正常に動作すること。				
	計器用変成器（高圧）	汚れ、腐食、過熱	—	E	E	汚れ、腐食、過熱がないこと。					
		音響、ヒューズの異常	—	E	E	異常がないこと。					
		接地線の状態	E	E	E	緩みがないこと。					
		接続部	—	—	H	緩みがないこと。					
		発錆、機器取付状態、配線状態	—	—	E	発錆、緩み、熱による変形のないこと。					
		絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。					
		接地抵抗	—	—	M	規定値以下であること。					
	受電設備	高圧配電盤	盤面の状態	—	—	E	汚れ、破損のないこと。				
			扉の開閉施錠	—	—	H	開閉できること。 施錠、開錠が容易であること。				
			メータの零点	—	—	E	零点が正しく表示されること。				
表示灯点灯状態			E	E	(E)	正常に点灯すること。					
機器取付状態、配線状態			—	—	E	異常がないこと。					
主回路導体の状態			E	E	E	異常がないこと。					
配線端子符号の脱落			—	—	E	異常がないこと。					
ケーブル端子の状態			—	—	E	異常がないこと。					
警報装置の異常			—	—	E	異常がないこと。					
接続部			—	—	H	緩みがないこと。					
絶縁抵抗			—	—	M	規定値以上であること。					
接地抵抗			—	—	M	規定値以下であること。					
保護継電器の動作			—	—	D	動作すること。					
計器校正			—	—	E	零点、指示値が正しく表示されること。					
遮断器（高圧）	汚れ、発錆（外部）	E	E	E	汚れ、発錆がないこと。						
	碍子ひび割れ（外部）	E	E	E	異常がないこと。						
	油漏れ（外部）	E	E	E	漏れがないこと。				油入りの場合		
	機器外箱の接地	E	E	E	接地されていること。						
	表示灯	E	E	(E)	異常がないこと。						
	接触子の接触面状態	—	—	E	異常がないこと。						
	油量、油汚れ	—	—	E	漏れがないこと。				油入りの場合		
	付属装置の状態	—	—	E	異常がないこと。						
	遮断動作速度	—	—	M	規定値以下であること。				年点検のMは3年毎		
	開極・投入時の最小動作電流及び電圧	—	—	M	規定値以下であること。				年点検のMは3年毎		
遮断器（高圧）	操作機構	—	—	D	動作すること。						
	絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。						
	接地抵抗	—	—	M	規定値以下であること。						
	接続部	—	—	H	緩みがないこと。						
計器用変成器（高圧）	汚れ、腐食、過熱	—	E	E	汚れ、腐食、過熱がないこと。						
	音響、ヒューズの異常	—	E	E	異常がないこと。						
	接地線の状態	E	E	E	異常がないこと。						
	発錆、機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。						
	絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。						
	接地抵抗	—	—	M	規定値以下であること。						

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性・機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管理運 転点 検					
変圧設備	致	変圧器盤	盤面の状態	-	-	E	異常な変形がないこと。			
			扉の開閉施錠	-	-	H	開閉できること。 施錠、開錠が容易であること。			
			メータの零点	-	-	E	零点が正しく表示されること。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	正常に点灯すること。			
			機器取付状態、配線状態	-	-	E	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	-	-	E	異常がないこと。			
			ケーブル端子の状態	-	-	E	異常がないこと。			
			警報装置の異常	-	-	E	異常がないこと。			
			接続部	-	-	H	緩みのないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。			
			保護継電器の動作	-	-	D	動作すること。			年点検のDは2年毎
			計器校正	-	-	A	零点、指示値が正しく表示されること。			年点検のAは2年毎
変圧設備	致	変圧器（高圧）	外部点検（汚れ、油漏れ、振動、音響、過熱）	-	E	E	異常がないこと。			
			機器外箱の接地	-	-	E	接地されていること。			
			乾燥剤の劣化	E	E	E	異常がないこと。			油入で密封してないもの。
			各部の損傷、腐食、発錆 緩み、汚れ	E	E	E	異常がないこと。			
			接続部	-	-	H	緩みのないこと。			
			配線用遮断器の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線用遮断器の開閉動作	-	-	D	動作すること。			
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。			
変圧設備	致	気中開閉器（高低圧）	受と刃の接触、変色、緩み	E	E	E	異常がないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ、発錆	E	E	E	異常がないこと。			
			接地線の緩み、断線	E	E	E	緩み、断線がないこと。			
			操作機構	-	-	D	動作すること。			止め装置機能含む。
			接続部	-	-	H	緩みのないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。			
配電設備	致	低圧配電盤（共通）	盤面の状態	-	-	E	異常な変形がないこと。			
			扉の開閉施錠	-	-	H	施錠されていること。			
			メータの零点	-	-	E	零点が正しく表示されること。			
			表示灯点灯状態	E	E	E	正常に点灯すること。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	異常がないこと。			
			操作機構	-	D	D	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	-	-	E	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	-	-	E	異常がないこと。			
			ケーブル端子の状態	-	-	E	異常がないこと。			
			警報装置の異常	-	-	E	異常がないこと。			
			接続部	-	-	H	緩みのないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	-	-	M	規定値以下であること。			
保護継電器の動作	-	-	D	動作すること。			年点検のDは2年毎			
計器校正	-	-	A	零点、指示値が正しく表示されること。			年点検のAは2年毎			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-6 受変電設備 (高圧受変電)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般		受電設備全般	動作確認	-	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	-	-	E	塗装の剥離や劣化がないこと。			
受電部		引込柱	汚れ、ひび割れ	-	-	E	汚れ、ひび割れがないこと。			
			傾斜	-	-	E	過度に傾いていないこと。			
			腕金発錆、変形、腐食	-	-	E	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ	-	-	E	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	-	-	E	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	-	-	E	脱落がないこと。			
			支持の緩み	-	-	H	緩みがないこと。			
			電線・支持物	電線の高さ及び他工作物と樹木との離隔距離	-	-	E	離隔が保たれていること。		
	標識・保護柵の状況	-		-	E	異常がないこと。				
	支線グリップの脱落	-		-	E	脱落がないこと。				
	電柱・腕木・碍子・支線・保護柵等の損傷、腐食	-		-	E	損傷、腐食がないこと。				
	電線の碍子捕縛状況	-		-	E	損傷がないこと。				
	絶縁抵抗	-		-	M	規定値以上であること。				
	ケーブル	ヘッド等端末部の腐食、損傷		E	E	E	腐食、損傷がないこと。			
		コンパウンド油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。				
露出部の腐食、亀裂、損傷		-	-	E	腐食、亀裂、損傷がないこと。					
ピット内浸水、小動物侵入防止		-	-	E	浸水、侵入の痕跡がないこと。					
絶縁抵抗		-	-	M	規定値以上であること。					
母線	たるみ	-	-	E	たるみがないこと。					
	接続部クランプ類の腐食、損傷、過熱	-	-	E	腐食、損傷、過熱がないこと。					
	碍子類の緩み	-	-	H	緩みがないこと。					
	支持物の腐食	-	-	E	腐食がないこと。					
	母線の損傷、変形、緩み	-	-	E	損傷、変形、緩みがないこと。					
	絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。					
受電設備	致	高圧引込盤	盤面の状態	-	-	E	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	-	-	H	異常がないこと。			
			メータの零点	-	-	E	零点到ズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	-	-	E	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	-	-	E	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	-	-	E	異常がないこと。			
			警報装置の異常	-	-	E	異常がないこと。			
			接続部	-	-	T	異常がないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
致	高圧引込盤		接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	動作に異常がないこと。			
			計器校正	—	—	A	零点、指示値が正しいこと。			
致	断路器		受と刃の接触、変形、緩み	E	E	E	受と刃の接触、変形、緩みがないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ	E	E	E	汚れ、ひび割れがないこと。			
			止め装置の機能	—	—	D	正常に機能すること。			
			操作機能	—	—	D	正常に機能すること。			
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。			
			接続部	—	—	T	異常がないこと。			
			避雷器	外部点検（損傷、亀裂、汚れ）	E	E	E	損傷、亀裂、汚れがないこと。		
	絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。					
	接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。					
致	高圧受電盤		盤面の状態	—	—	E	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	—	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	E	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	—	—	E	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	—	—	E	異常がないこと。			
			警報装置の異常	—	—	E	異常がないこと。			
			接続部	—	—	H	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	動作に異常がないこと。			
			計器校正	—	—	A	零点、指示値が正しいこと。			
			致	遮断器		汚れ、発錆（外部）	E	E	E	汚れ、発錆がないこと。
碍子ひび割れ（外部）	E	E				E	ひび割れがないこと。			
油漏れ（外部）	E	E				E	油漏れがないこと。			油入式の場合
機器外箱の接地	E	E				E	異常がないこと。			
表示灯	E	E				E	点灯すること。			
接触子の接触面状態	—	—				E	異常がないこと。			
油量、油汚れ	—	—				E	油量が適量であり、汚れがないこと。			油入式の場合
付属装置の状態	—	—				E	異常がないこと。			
遮断動作速度	—	—				M	投入・開路時間を測定し、三相不揃でないこと。			3年毎に実施する。
開極、投入時の最小動作電流及び電圧	—	—				M	最小動作電流・電圧を測定し、指定範囲内にあること。			3年毎に実施する。
操作機構	—	—				D	異常がないこと。			
絶縁抵抗	—	—				M	規定値以上であること。			
接地抵抗	—	—				M	規定値以内であること。			
接続部	—	—				H	緩みがないこと。			
汚れ、腐食、過熱	—	E				E	汚れ、腐食、過熱がないこと。			
音響、ヒューズの異常	—	E	E	異常がないこと。						
接地線の状態	—	—	E	異常がないこと。						



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置・特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要			
				定期点検		年 点 検							
				月 点 検	管理運 転点 検								
受電設備		計器用変成器	接続部	—	—	H	緩みがないこと。						
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。						
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。						
			接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。						
変圧設備	致	変圧器盤	盤面の状態	—	—	E	異常がないこと。						
			扉の開閉施錠	—	—	H	異常がないこと。						
			メータの零点	—	—	E	零点にズレがないこと。						
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。						
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。						
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。						
			配線端子符号の脱落	—	—	E	脱落がないこと。						
			ケーブル端子の状態	—	—	E	異常がないこと。						
			警報装置の異常	—	—	E	異常がないこと。						
			接続部	—	—	H	緩みがないこと。						
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。						
			接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。						
			保護継電器の動作	—	—	D	動作に異常がないこと。						
			計器校正	—	—	E	零点、指示値が正しいこと。						
			変圧設備	致	変圧器	外部点検（汚れ、油漏れ、振動、音響、過熱）	—	E	E	汚れ、油漏れ、振動、音響、過熱がないこと。			
						機器外箱の接地	H	H	H	緩みがないこと。			
乾燥剤の劣化	E	E				E	劣化がないこと。			油入で密封してないもの。			
各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚れ	E	E				E	損傷、腐食、発錆、緩み、汚れがないこと。						
接続部	—	—				H	緩みがないこと。						
配線用遮断器の状態	E	E				E	異常がないこと。						
配線用遮断器の開閉作動	—	—				D	異常がないこと。						
絶縁抵抗	—	—				M	規定値以内であること。						
接地抵抗	—	—				M	規定値以内であること。						
変圧設備	致	気中開閉器				受と刃物の接触	E	E	E	異常がないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ、発錆	E	E	E	汚れ、ひび割れ、発錆がないこと。						
			接地線の緩み、断線	—	—	E	緩み、断線がないこと。						
			操作機構	—	—	D	異常がないこと。			止め装置機能含む。			
			接続部	—	—	T	異常がないこと。						
			絶縁抵抗	—	—	M	規程値以上であること。						
			接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。						
配電設備	致	低圧配電盤（共通）	盤面の状態	—	—	E	異常がないこと。						
			扉の開閉施錠	—	—	H	異常がないこと。						
			メータの零点	—	—	A	零点にズレがないこと。						
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。						
			計器・切換開閉器	—	E	E	異常がないこと。						
			操作機構	—	D	D	異常がないこと。						
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。						
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。						
			配線端子符号の脱落	—	—	E	脱落がないこと。						
			ケーブル端子の状態	—	—	E	異常がないこと。						
			警報装置の異常	—	—	E	異常がないこと。						

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月点検 目視 点検	管理運 転点検					
配電設備	致	低圧配電盤（共通）	接続部	—	—	H	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	動作に異常がないこと。			
			計器校正	—	—	E	零点、指示値が正しいこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備  
5-7 受変電設備 (低圧受変電)

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 ( ( ) 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般		受電設備全般	動作確認	-	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	-	-	E	塗装の剥離や劣化がないこと。			
受電部		引込柱	汚れ、ひび割れ	-	-	E	汚れ、ひび割れがないこと。			
			傾斜	-	-	E	傾斜がないこと。			
			腕金発錆、変形、腐食	-	-	E	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ	-	-	E	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	-	-	E	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	-	-	E	脱落がないこと。			
			支持の緩み	-	-	H	緩みがないこと。			
			電線・支持物	電線の高さ及び他工作物と樹木との離隔距離	-	-	E	離隔が保たれていること。		
		標識・保護柵の状況		-	-	E	異常がないこと。			
		支線グリップの脱落		-	-	E	脱落がないこと。			
		電柱・腕木・碍子・支線保護柵等の損傷、腐食		-	-	E	損傷、腐食がないこと。			
		電線の碍子捕縛状況		-	-	E	異常がないこと。			
		絶縁抵抗		-	-	M	規定値以上であること。			
		致		ケーブル	露出部の腐食、亀裂、損傷	-	-	E	腐食、亀裂、損傷がないこと。	
絶縁抵抗	-				-	M	規定値以上であること。			
配電設備		低圧配電盤 (共通)	盤面の状態	-	-	E	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	-	-	H	異常がないこと。			
			メータの零点	-	-	E	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	異常がないこと。			
			操作機構	-	D	D	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	-	-	E	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	-	-	E	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	-	-	E	異常がないこと。			
			警報装置の異常	-	-	E	異常がないこと。			
			接続部	-	-	H	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	-	-	M	規定値以内であること。			
			保護継電器の動作	-	-	D	動作に異常がないこと。			
			計器校正	-	-	E	零点、指示値が正しいこと。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備
5-8 直流電源設備

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般		直流電源設備全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化がないこと。			
直流電源設備	致	盤面	発錆、汚れ	—	—	E	発錆、汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	異常がないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	汚れ、異物がないこと。			
			温度、湿度	—	—	(M)	温度、湿度が正常であること。			
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。			
			接地抵抗	—	—	M	規定値以内であること。			
	致	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。			
			端子・端子台の状態	—	—	E	異常がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	脱落がないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	動作に異常がないこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
		指示計	動作確認（零点及び指示）	—	E	E	異常がないこと。			
取付状態、汚れ			—	—	E	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。				
		取付状態、汚れ	—	—	E	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
致	保護装置	保護リレーの動作	—	—	D	動作に異常がないこと。				
		警報装置の異常	—	E	E	異常がないこと。				
		センサの動作チェック	—	—	D	動作に異常がないこと。				
致	蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。				
		均等充電	—	A	A	充電電圧値が正常であること。			均等充電実施	
		支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	—	—	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。				
		端子電圧	—	M	M	基準値であること。			代表電池	
		充電装置ヒューズ	—	E	E	異常がないこと。				
		部屋床面の腐食、損傷	—	—	E	腐食、損傷がないこと。				
		充電装置の動作	—	—	D	動作に異常がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

5 電源設備
5-9 無停電電源設備

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		無停電電源設備全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化がないこと。			
無停電電源設備		無停電電源盤	電解コンデンサ	—	—	E	異常がないこと。			
			変圧器、リアクトル外観	—	—	E	異常がないこと。			
			冷却ファン振動	—	—	E	振動がないこと。			
			盤面の状態	—	—	E	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	—	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	E	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	—	—	E	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	—	—	E	異常がないこと。			
			接続部	—	—	H	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	規定値以上であること。			
			保護回路、警報回路の動作	—	—	D	動作に異常がないこと。			
			計器校正	—	—	E	零点、指示値が正しいこと。			
		鉛蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の損傷、脱落	E	E	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の損傷、脱落がないこと。			
			均等充電	—	A	A	充電電圧値が正常であること。			
			支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	—	—	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。			
			端子電圧	—	M	M	基準値であること。			

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

6 除塵設備
6-1 除塵機

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		除塵機全般	動作確認	—	D	D	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
スクリーン	致	スクリーン	塗装	E	E	E	はがれ、割れ、ふくれがないこと。			
			腐食	E	E	E	支障となる腐食がないこと。			
			変形、損傷	E	E	E	支障となる変形、損傷がないこと。			
除塵機		全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
	致	減速機	潤滑油量	E	E	E	適正な油量であること。			
			油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			振動（速度）	—	H	(H)	異常な振動がないこと。			
	致	電動機	フレーム温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			振動（速度）	—	H	(M)	異常な振動がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
電流値			—	M	(M)	定格電流値以下であること。				
異常音			—	S	(S)	異常音がないこと。				
致	伝動チェーン・スプロケット	給油	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
		摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
		伸び	—	—	A	チェーンにたるみがないこと。 伸びは許容値以下であること。				
		屈曲	—	—	E	異常な曲がりがないこと。				
		損傷	—	—	E	支障となる損傷がないこと。				
致	粉体継手	起動時スリップ	—	E	(E)	許容起動時間内であること。				
		温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。				
		振動（速度）	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
致	流体継手	作動油	E	E	E	適正な油量であること。 作動油の劣化がないこと。				
		油漏れ	E	E	(E)	油漏れがないこと。				
		温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。				
		振動（速度）	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
	巻上ワイヤ	摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
		損傷	—	—	E	支障となる損傷がないこと。				
致	チェーン・スプロケット	伸び	—	—	A	チェーンにたるみがないこと。 伸びは許容値以下であること。				
		摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
		損傷	—	—	E	支障となる損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器 装 置 の 特 性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要	
				定期点検		年 点 検					
				月 点 検	管 理 運 転 点 検						
除 塵 機	致	スクリーテークアップ	作動	—	—	E	滑らかに作動すること。				
			腐食	—	—	E	スクリー部又は摺動レール部に錆がないこと。				
	致	レーキ及びローラ	異常、損傷	E	E	E	レーキガイドからローラが外れたりスクリーンパーとの噛合が乱れたりしていないこと。				
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
			レーキ開閉機構	開閉状況	—	E	(E)	動作が滑らかで、レーキ位置（停止位置、開閉限位置、上下限位置）は正常なこと。			
			パワーシリンダ	作動	—	E	(E)	作動が滑らかなこと。			
				油漏れ	—	—	(E)	油漏れがないこと。規定量であること。			
			油圧ユニット	作動油	E	E	E	汚れがないこと。			
				油圧	—	E	(E)	適正な油圧を有すること。			
				油圧ポンプ	—	E	(E)	異常振動、異常音がなく正常に運転していること。			
				油圧計	—	—	(E)	油圧計の指示は正常であること。			
			シャーピン	錆	—	—	E	錆の発生がないこと。			
			リミットスイッチ	作動	—	E	(D)	確実に作動すること。			
			集中給油装置	グリース	E	E	E	グリース量は適正であること。 劣化がないこと。			
				作動	—	E	(E)	作動に問題がないこと。			
				漏れ	E	E	(E)	漏れがないこと。			
		ワイパー	作動	—	E	(E)	正常に作動すること。				
致		フレーム	腐食、損傷	E	E	E	支障となる腐食、損傷がないこと。				
致		その他構造材	腐食、損傷	E	E	E	支障となる腐食、損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

6 除塵設備  
6-2 搬送設備

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ） 書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		搬送設備全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。			
致		減速機	潤滑油量	E	E	E	適正な油量であること。			
			油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			振動（速度）	—	H	(H)	異常な振動がないこと。			
致		電動機	フレーム温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			振動	—	H	(H)	異常な振動がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。			
			電流値	—	M	(M)	定格電流値以下であること。			
			異常音	—	S	(S)	異常音がないこと。			
致		伝動チェーン・スプロケット	給油	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
			伸び	—	—	A	チェーンにたるみがないこと。 伸びは許容値以下であること。			
			屈曲	—	—	E	異常な曲がりがないこと。			
			損傷	—	—	E	支障となる損傷がないこと。			
致		フレーム	変形、損傷	—	—	E	異常な変形及び損傷がないこと。			
致		ベルト	伸び	—	—	A	キャリアローラ間の弛みがスタンド間距離の2%程度以内であること。			
			摩耗	—	—	E	表面のカバーゴムに異常な摩耗がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷による帆布の露出、剥離、劣化による亀裂等がないこと。			
			回転状況	—	E	(E)	偏り、キャリアからの外れ蛇行、テールプリー付近での外れ等がないこと。			
致		各プリー・軸受	汚れ付着	E	E	E	プリー表面に汚れが付着していないこと。			
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
			軸受温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。			
			腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
			損傷	—	—	E	支障となる損傷がないこと。			
			給油	—	—	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			回転状況	—	E	(E)	均一な回転であること。			
致		各ローラ・軸受	汚れ付着	E	E	E	プリー表面に汚れが付着していないこと。			
			腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
			摩耗	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
			劣化	—	—	E	ゴム類に亀裂等がないこと。			
			回転状況	—	E	(E)	均一な回転であること。			



施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 器装置 の特性 機	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	目 視 点 検					
搬送設備	ベルトクリーナ	接触状況	-	E	(E)	ベルト面が均一に清掃されていること。クリーナゴムの摩耗により、ベルトにクリーナ本体が接触していないこと。				
			-	-	E	クリーナ本体が変形していないこと。				
	スカートゴム	作動	-	E	(E)	搬出ゴムが脱落、飛散していないこと。				
			-	-	E	劣化による亀裂等がないこと。				
	スクリュウテークアップ	作動	-	-	E	滑らかに作動すること。				
			-	-	E	スクリュウ部、摺動レール部に錆がないこと。				
	カバー	変形	-	-	E	変形がないこと。				
			-	-	E	腐食がないこと。				
	その他	総合作動確認	-	D	(D)	動作に異常がないこと。				
			-	-	(D)	動作に異常がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

6 除塵設備  
6-3 貯留設備、操作制御設備

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（ ） 書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		貯留設備、操作制御設備全般	異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	異常音のないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化のないこと。				
貯留設備	ホッパ		損傷	—	—	E	支障となる損傷がないこと。				
			腐食	—	—	E	異常な腐食がないこと。				
			カッターゲート	給油	—	—	A	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
	カッターゲート		作動	—	E	(E)	正常に作動すること。				
			損傷	E	E	E	支障となる損傷がないこと。				
			パワーシリンダ	作動	—	E	(E)	作動が滑らかであること。			
	パワーシリンダ		油漏れ	—	—	(E)	油漏れがないこと。				
			油圧ユニット	作動油	—	E	E	作動油が規定量であること。 汚れがないこと。			
				油圧	—	E	(E)	規定油圧であること。			
	油圧ポンプ	—		E	(E)	異常振動、異常音がなく正常に運転していること。					
	油圧計	—		—	(E)	零点が合っていること。 指示は正常であること。					
	電動機		フレーム温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。				
			軸受温度	—	H	(H)	異常な発熱がないこと。				
			振動（速度）	—	H	(H)	異常な振動がないこと。				
			絶縁抵抗	—	—	M	規定以上の絶縁抵抗を有すること。				
接地抵抗			—	—	M	規定値以下であること。					
電流値			—	—	E	定格電流値以下であること。					
異常音			—	S	(S)	異常音がないこと。					
その他	塗装	—	—	E	はがれ、割れ、ふくれがないこと。						
機側操作盤	全般		動作確認	—	D	D	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			塗装	—	—	E	塗装の剥離や劣化がないこと。				
	機側操作盤	致	単独の動作確認	—	D	(D)	機側単独操作により動作すること。				
			動作表示の確認	—	E	(E)	動作表示灯が点灯していること。				
			故障表示の確認	E	E	E	故障表示灯が点灯していること。				
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。				
			接地抵抗	—	—	M	規定値以下であること。				
			タイマの動作確認	—	E	E	設定値で動作すること。				
タイマの設定値	—	—	E	規定値と相違ないこと。							

施設機械設備点検・整備項目表  
I 用排水ポンプ設備 点検・整備項目表

7 付属設備

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置の特性・機	点検部位	点検内容	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
角 落 し 設 備		角落し設備	保管状況	—	—	E	所定の数量があること。 損傷のないこと。			
天 井 ク レ ー ン			天井クレーンの点検、整備は、法令に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録する。							
換 気 設 備		換気扇	運転状況	—	—	E	異常音がないこと。 各部取付ボルト等のゆるみ、脱落等の異常がないこと。 始動・運転が円滑であること。			
		換気ファン	振動（速度）	—	—	H	異常な振動がないこと。			
			温度	—	—	H	異常な温度上昇がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
		接地抵抗	—	—	M	基準値以下であること。				
照 明 設 備		全般	開閉器・点滅器・照明器具・コンセント等の損傷、過熱	—	—	E	錆、熱による変形がないこと。 緩み、発熱等がないこと。 配線に亀裂がないこと。			
			器具固定部緩み	—	—	H	緩み、ぐらつきがないこと。			
			電線被覆の損傷	—	—	E	亀裂がないこと。			
			配線箇所の湿気、塵埃	—	—	E	汚れ、発錆がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			盤で測定